

愛媛県立中央病院整備運営事業 要求水準書（案）に関する質問回答

平成18年6月12日から6月23日までに受付けた、「愛媛県立中央病院整備運営事業 要求水準書(案)」に関する質問への回答を整理して記述してあります。なお、回答は現時点での考え方を示したものです。

【第2 要求水準 4 運営業務 (1)総論】

| № | ページ | 大項目 (かたかな) | 小項目 (かたかな) | 番号○ | 大項目 (ローマ字) | 中項目 (ローマ字) | 小項目 (ローマ字) | 質問 | 回答 |
|-----|-----|---------------|---------------|-----|---------------|---------------|---------------|---|--|
| 001 | 001 | ア | — | — | — | — | — | 12業務それぞれに関連する部門システム等の病院システムについて、個々の業務の要求水準書を参照させて頂きましたが、全て県の主要業務であり、かつ県の費用負担となっていることから、事業者が業務水準書に記載された業務を遂行するにあたり、県が別で調達された情報システムを、事業者は利用して行うという理解でよろしいでしょうか。 | 現時点での整理はご理解のとおりですが、12業務に関連する各部門コンピュータシステムの費用負担等については、費用負担区分の見直しを含めて、現在整理・検討中です。 |
| 002 | 001 | ア | — | — | — | — | — | 食事提供業務の要求水準は、いつ頃発表される予定でしょうか。 | 入札公告までにお示しする方向で検討します。 |
| 003 | 001 | ア | — | — | — | — | — | 運営業務(民間事業者への委託業務)に関して、過去の業務委託先企業を公表して頂けませんか？ | 検討いたします。 |
| 004 | 001 | イ | (ア) | ① | — | — | — | 現場責任者の配置基準(各12業務ごとに配置か)をお示ください。 | 原則、各業務ごとの配置を想定しております。ただし、業務の実施エリアや業務特性により、効率性・安全性を高める観点から、異なる業務での兼任もしくは増員などが望ましい業務もあると考えます。 |
| 005 | 001 | イ | (ア) | ① | — | — | — | 現場責任者は「原則として、主要業務が遂行される際には院内へ常駐」とありますが、ここでいう「主要業務」をご定義ください。 | 基本となる業務時間内に実施される業務とご理解ください。ただし、業務によっては特殊清掃のように、病院の運用体制に合わせた時間帯での実施が求められる場合が想定されます。その場合にも、常駐者の中から責任者を1名任命していただくことを想定しています。 |
| 006 | 001 | イ | (ア) | ① | — | — | — | 現場責任者は、当該業務を担当する協力企業が委託業務の一部として任命する、という考え方でよろしいのでしょうか。 | 要求水準に示す現場監督が確実に遂行される方法であれば、形式は問いません。 |
| 007 | 001 | イ | (ア) | ① | — | — | — | 「現場責任者」と「統括責任者」について、SPC職員から選任する必要があるものをお示ください。あるいは、両責任者は、協力企業の職員を含めて、事業者内で随意に選定してよいのでしょうか。 | 後段のご理解で結構です。 |
| 008 | 001 | イ | (ア) | ① | — | — | — | 現場責任者について「原則として、主要業務が遂行される際には院内へ常駐しなければならない」とありますが、主要業務とは具体的にどの業務を指すものと考えればよろしいでしょうか。 | (質問No.005参照) |
| 009 | 001 | イ | (ア) | ① | — | — | — | 現場責任者について「原則として、主要業務が遂行される際には院内へ常駐しなければならない」とありますが、作業の指揮監督が問題なく行われ、緊急のトラブルに適切に対処できる体制であれば必ずしも常駐の必要はないという理解でよろしいでしょうか。 | 欠勤や休日等による場合は、ご理解のとおりで結構です。ただし、その場合も常駐者の中から代理を指名してください。 |
| 010 | 002 | イ | (ア) | ① | — | — | — | 現場責任者と統括責任者の指揮命令、監督系統等の関係をお示ください。 | 現場責任者は日々の作業などにおける現場監督者としての役割、及び受託業務の責任者としての役割を想定しております。 統括責任者は各業務における総責任者を指し、業務担当者の勤務状況や教育研修などの業務全体の管理監督者としての役割を想定しております。 |
| 011 | 002 | イ | (ア) | ① | — | — | — | 事業者は各12業務を担当する協力企業から統括責任者を選任するのでしょうか。 | (質問No.007参照) |

| No | ページ | 大項目 (カカカ) | 小項目 (カカカ) | 番号○ | 大項目 (ロ-マ字) | 中項目 (ロ-マ字) | 小項目 (ロ-マ字) | 質問 | 回答 |
|-----|-----|--------------|--------------|-----|---------------|---------------|---------------|--|--|
| 012 | 002 | イ | (ア) | ① | — | — | — | 統括責任者は院内に常駐する必要はないという理解で宜しいでしょうか。 | 統括責任者が院内に常駐することは必須条件としない考えですが、統括マネジメント業務若しくは各個別業務内で補完できる体制を求めます。 |
| 013 | 002 | イ | (ア) | ① | — | — | — | 統括責任者の兼任が認められていますが、提案評価上、それぞれの業務に個別に統括責任者を置くことが評価されるのでしょうか？それとも、業務遂行上兼任するほうがより高い効果が期待できる場合は兼任させたほうが評価されると考えてよろしいでしょうか？ | 要求水準が達成され、より高い効果が得られるという前提であれば、その提案内容の評価となると考えます。 |
| 014 | 002 | イ | (ア) | ② | — | — | — | 医療機器の管理・保守点検業務においては、修理業の容認範囲内での対応とありますが、入札資格上修理業の取得区分について制約はないという解釈でよろしいでしょうか。 | 現時点では、入札資格上制限を設ける予定はありません。従いまして、修理業の取得については提案の範疇と考えております。 |
| 015 | 004 | イ | (ウ) | ③ | A | — | — | 「当院の特性に照らして特に注意すべきことについて」とありますが、貴院の特性を把握した上で提案する為に、現地説明会は資格確認後ではなく、もっと早い段階で実施していただけないでしょうか。 | 検討いたします。 |
| 016 | 005 | イ | (ウ) | ③ | E | — | — | 「危機管理計画」は病院が作成されることとありますが、作成時期はいつ頃を想定されているのでしょうか。 | 新病院の危機管理計画(マニュアル)作成時期については未定です。なお、現在、医療事故防止マニュアル、院内感染対策マニュアル、災害対策マニュアルがあります。 |
| 017 | 005 | イ | (ウ) | ④ | B | — | — | 提案に際しての業務プロセス設計を行う時に、要求水準を満足することを条件に「業務区分表」を組み替えた上で提案書に記載してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。現時点では、積極的な提案を求めたいと考えています。 |
| 018 | 006 | ウ | — | — | A | a | ii | 「適切な業務システム」のシステムは、部門システム的な情報システムを指しているのか、業務フローやサービスの手順を指しているのか、ご教示ください。 | 後者のご理解で結構です。 |
| 019 | 006 | ウ | — | — | A | a | iii | 「医療情報システムを十分理解し」とありますが、その仕様等についてはいつ頃公開していただけなのでしょうか。 | 県が整備する新病院の医療情報システムについては、後日ネットワーク概念図等を公表する予定です。 |
| 020 | 006 | ウ | — | — | A | a | iii | 「医療情報システムを十分理解し…」とありますが、運営業務スタート時の医療情報システムの構想や部門システムに至るまでのシステム構成についてご教示下さい。 | (質問No.019参照) |
| 021 | 006 | ウ | — | — | A | a | iii | 現在病院が使用している医療情報システムについて、仕様等の公表はして頂けますでしょうか。公表して頂ける場合は、その時期をご教示ください。 | (質問No.019参照) |
| 022 | 006 | ウ | — | — | A | b | ii | 「官公庁へ提出した申請・届出書類は事業者の責任で厳重に保管管理すること。」とあるが、事業者名で申請・届け出た書類に限ると解して宜しいかご指示ください。 | ご理解のとおりです。 |
| 023 | 006 | ウ | — | — | A | c | iii | 「病院が使用する医療情報システム」の詳細仕様は、入札公告時に示されるという理解でよろしいのでしょうか。 | (質問No.019参照) |
| 024 | 006 | ウ | — | — | A | c | iii | 「医療情報システムへ十分に対応した運営を行うこと」とありますが、その仕様等についてはいつ頃公開していただけるのでしょうか。 | (質問No.019参照) |

| No | ページ | 大項目 (カタカナ) | 小項目 (カタカナ) | 番号○ | 大項目 (ローマ字) | 中項目 (ローマ字) | 小項目 (ローマ字) | 質問 | 回答 |
|-----|-----|---------------|---------------|-----|---------------|---------------|---------------|--|--|
| 025 | 006 | ウ | — | — | A | c | iv | 「病院機能評価」は、日本医療機能評価機構の認定と理解してよいでしょうか。あるいは、ISO関連の認定を含むという趣旨でしょうか。 | 前者のご理解のとおりです。 |
| 026 | 006 | ウ | — | — | A | c | v | 「病院が病院評価機能の認定を取得・更新できる」とありますが、評価項目の追加・変更は法令変更リスクと同等と考え、基本的には県リスクという理解でよろしいでしょうか。 | SPCによる統括マネジメント機能によって調整不可能な追加・変更でない限り、事業者リスクと考えます。 |
| 027 | 006 | ウ | — | — | A | d | i | 「統一書式による病院への文書報告」は、SPCから病院に提出する文書の書式を指しているものと考えますが、実際には、現在の病院の書式があり、また、協力企業から直接病院に提出する文書もあり得ます。提案段階で統一書式を提示する必要があるか、事業者決定後の作成でよいのか、方針をお示しください。 | 事業者決定後の作成で結構です。提案時に提示を要する場合は、入札公告時までにお示しいたします。 |
| 028 | 006 | ウ | — | — | A | d | iv | 「病院からの問い合わせには原則として当日中に対応すること」とありますが、医療機器の保守等、院外への委託が発生するもの等については、当日中に状況を回答することで「対応している」とみなされるという理解でよろしいでしょうか。 | 合理的に判断して当日中の完全対応が不可能なものについてはご理解のとおりです。 |
| 029 | 006 | ウ | — | — | A | d | vi | 「・・・変更する場合は事前に十分な期間において・・・」とありますが、十分な期間とは具体的にどの程度の日数を指すのかご指示ください。 | ①業務の質に支障がないこと、②関係各位の間における周知及び合意の形成が可能であれば日数は拘束いたしません。 なお、今後具体的な日数について提示する予定はございません。 |
| 030 | 006 | ウ | — | — | A | d | viii | 「医療安全に関する他事例情報等を収集・提供し、・・・」とありますが、当該業務に関連する医療安全情報を病院側に提供すると解して宜しいですかご指示ください。 | ご理解のとおりです。 |
| 031 | 006 | ウ | — | — | A | d | viii | 「・・・、院内周知に努めること。」とありますが、具体的には病院職員及び事業者側職員に周知すると解して宜しいですかご指示ください。 | ご理解のとおりです。ただし、業務によっては患者さん他来院者への周知も含まれます。 |
| 032 | 006 | ウ | — | — | A | d | viii | 「院内周知に努めること」とありますが、病院職員・患者様への周知は基本的には病院が実施されるものという理解でよろしいでしょうか。 | (質問No.031参照) |
| 033 | 007 | ウ | — | — | B | b | iii | 合理的な根拠なく医療機器に触れている患者に対し、当該行為を中止させる義務を事業者が負う、という意味でしょうか。 | 安全性を最優先するべく、事業者にも協力していただくことが趣旨ですので、あくまでも合理的な範囲での注意義務、報告義務とお考えください。(関連質問No.034) |
| 034 | 007 | ウ | — | — | B | b | iii | 必ずしも医療機器に精通していない職員が発見した場合、患者が機器に触れている行為自体が危険であるかどうかを判断出来ないケースもあることを想定します。斯様な場合は、最寄の看護師など診療業務に従事する病院職員に速やかに連絡・報告するという対応で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。(関連質問No.033) |
| 035 | 007 | ウ | — | — | B | g | vi | 事前確認と同意は、当該個人及び病院側の双方に対しなされなければならない、との理解でよろしいでしょうか。 | 原則、病院側への事前確認と同意を想定しています。 |
| 036 | 007 | ウ | — | — | C | c | — | ライフサイクルコストを意識して創意・工夫を行うとありますが、BTO/RO方式ながら、事業者側でリースを含めた提案をしてもよろしいでしょうか？ | 入札公告時までにお示しいたします。 |

| No | ページ | 大項目 (カタカナ) | 小項目 (カタカナ) | 番号○ | 大項目 (ローマ字) | 中項目 (ローマ字) | 小項目 (ローマ字) | 質問 | 回答 |
|-----|-----|---------------|---------------|-----|---------------|---------------|---------------|---|---|
| 037 | 008 | ウ | — | — | D | b | vii | 「日本語が確実に通じること」の具体的な趣旨をお示ください。 | 仮に他国籍の職員を配置する場合であっても、業務上、確実な意思疎通がとれるだけの語学力のある人材を求めます。 |
| 038 | 008 | ウ | — | — | D | d | — | 実施した研修については、規模の大小や重要度の高低に関わらず全て病院へ文書報告しなければならない、との理解でよろしいでしょうか。 | 現時点では、少なくとも提案時に提示された研修についてはすべて記録し、経過報告していただくことを想定しています。ただし、報告内容の詳細度等については、セルフモニタリングのスキーム等と関連するものと考えますので、現時点ではお答えできません。 |
| 039 | 009 | ウ | — | — | E | c | iii | 広域災害とは、南海地震を想定しているのとらえてよろしいでしょうか。 | あらゆる広域的な災害を想定しています。 |
| 040 | 009 | ウ | — | — | E | a | iii | 「病院のリスクマネージャー」の定義をお示ください。 | 病院側の安全管理担当者を指します。 |
| 041 | 009 | ウ | — | — | E | b | iii | 「重大な事故」の定義をお示ください。 | 患者や訪問者、関係者の生命や身体、病院の運営や資産、医療の質の維持などに影響を及ぼす、または可能性があり、通常業務の範囲を超えて早急に措置が必要な事態を指します。 |
| 042 | 009 | ウ | — | — | F | — | — | 協力企業等が自ら選任する産業医の有無とは関係なく、事業者として全ての業務担当者の健康管理を目的に別途に産業医を選任する、との理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準を満たすものであれば、形式は問いません。(質問No.043参照) |
| 043 | 009 | ウ | — | — | F | — | — | 各協力企業で産業医を配置し、適切に定期健康診断等が行われていれば、SPCはその結果を病院に報告できる状態であればよいという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。(質問No.042参照) |
| 044 | 010 | エ | — | — | — | — | — | 業務区分表内、医療情報システムの障害時の対応では、システム関係は全て県の責任範囲となっていますが、これは県がPFI事業とは別に医療情報システムの調達を行なわれるという理解でよろしいでしょうか。 | 現時点での整理はご理解のとおりですが、12業務に関連する各部門コンピュータシステムの費用負担等については、費用負担区分の見直しを含めて、現在検討中です。なお、県が整備する新病院の医療情報システムについては、後日ネットワーク概念図等を公表する予定です。 |
| 045 | 010 | エ | — | — | — | — | — | 業務区分表に関し、官民の連携が必要であると考えられる業務に関しては、県の協力も頂けるとの理解で宜しいでしょうか？ | 基本的な考え方はご理解のとおりです。個別の業務については、各業務における業務区分表にお示しのとおりです。 |
| 046 | 010 | エ | — | — | — | — | 渉外情報管理 | 業務区分表の業務区分「渉外情報管理」の業務内容「提出書類の保管管理」に主担当が事業者となっていますが事業者が事業者名で提出した書類の保管管理と解して宜しいですかご指示ください。 | (質問No.022参照) |
| 047 | 010 | エ | — | — | — | — | 研修・訓練 | 「研修・訓練計画」について、対象は事業者職員という理解でよろしいのでしょうか。 | ご理解のとおりです。ただし、事業者側が主催するものについて、病院側職員と合同実施のご提案を妨げるものではありません。 |
| 048 | 010 | エ | — | — | — | — | 研修・訓練 | 「研修・訓練計画」について、誤解を招かないよう、事業者職員向け、病院職員・実習生向け、病院で働く全職員向けのように、対象者を明示する表現をお願いできないでしょうか。また、作業の重複を避けるため、現在病院で実施しており、将来も継続予定の研修リストを提供いただけないでしょうか。 | 検討いたします。 |
| 049 | 010 | エ | — | — | — | — | 危機管理 | 「医療情報システム障害時の対応」の「各業務にかかるとする部門システム(事業者所有のシステムを除く)」における事業者の従担当の内容をお示ください。 | 職員の指示がある場合を除き、予め定められた対応マニュアルに沿って、対応していただくことを意味します。より合理的かつ迅速な安全性の確保、もしくは不必要な経済損失の回避が目的であることご理解ください。 |

| № | ページ | 大項目 (カタカナ) | 小項目 (カタカナ) | 番号○ | 大項目 (ローマ字) | 中項目 (ローマ字) | 小項目 (ローマ字) | 質問 | 回答 |
|-----|-----|---------------|---------------|-----|---------------|---------------|---------------|--|---|
| 050 | 010 | エ | — | — | — | — | 危機管理 | 「緊急対応」と「災害時対応」の事業者業務区分がそれぞれ◎と○になっておりますが、相違する根拠をお示しください。 | 「緊急対応」については、県側職員・事業者側職員問わず、即時対応できる者が対応するという意味で双方に「◎」としております。 「災害時対応」については、基本的に県の所有施設であり、県側に管理責任があるということで「◎」としておりますが、避難誘導等、積極的かつ主体的に行動して頂きたいということで事業者側に「○」と振っております。 |
| 051 | 010 | エ | — | — | — | — | — | 渉外情報管理について「提出書類の保管管理」が事業者の業務となっておりますが、事業者が病院に提出した書類の保管管理は事業者業務であることは理解できますが、病院が関係官公庁に提出した書類の保管管理は病院すなわち県の業務となるのではないのでしょうか。 | (質問No.022参照) |
| 052 | 010 | エ | — | — | — | — | — | 研修・訓練のうちこの表で事業者に◎がついているものは、事業者が業務担当者を実施する研修・訓練を指し、緊急時対応や災害時対応のための院内訓練や病院が調達される医療情報システムの研修などは病院が実施されるものに事業者が参加するという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。ただし、事業者側が主催するものについて、病院側職員と合同実施のご提案を妨げるものではありません。 |
| 053 | 012 | オ | — | — | — | — | — | 想定されている「病院所有の各部門コンピュータシステム」について具体的にご教示下さい。 | (関連質問No.001参照) (関連質問No.019参照) |
| 054 | 012 | オ | — | — | — | — | — | 費用負担区分表について、「病院全体にかかる水光熱費」については、県の負担となっておりますが、患者食厨房、利便施設食堂においても同様と考えてよろしいでしょうか。 | 詳細については入札公告時までにお示しいたします。 なお、利便施設食堂については事業者側で負担して頂きます。 |
| 055 | 012 | オ | — | — | — | — | — | 病院全体にかかる光熱水費と各業務にかかる光熱水費の区別(計測)は、どのような方法を想定されていますでしょうか？ | 入札公告時までにお示しいたします。 |
| 056 | 012 | オ | — | — | — | — | — | 事業者に対し、無償で事務所スペースを提供して頂けますでしょうか？ | 現在、その方向で検討中です。 |
| 057 | 012 | オ | — | — | — | — | 光熱水費 | 病院全体にかかる光熱水費は県負担、各業務にかかる光熱水費は事業者負担とのことですが、「当該執務室光熱水費」がME管理業務では県負担、物流管理業務では事業者負担になっていたり、「当該業務に係る光熱水費」が医療補助業務では県負担になっていたり、分かりにくい点が見受けられます。事業者負担の光熱水費には、どのようなものがあるのでしょうか。 | 現時点では、病院職員との協働が主要となる業務については県負担、事業者が独立したエリアにて業務を行う場合には事業者負担という考えに基づき区分しております。 |
| 058 | 012 | オ | — | — | — | — | — | 「各業務の経費」に記載のあります「報償費」とは具体的にどのような費用でしょうか。 | 一般的な報償対価と同様の意です。経費として想定されるものを列挙したものであり、事業者の報償制度の設置等を強要するものではありません。 例えば、事業者側職員の研修の際の講師料等が想定されますが、いずれにしても事業者側の業務上、必要な費用については事業者側の負担といった整理です。 |
| 059 | 012 | オ | — | — | — | — | — | 県負担とされている病院全体にかかる光熱水費と、事業者負担とされている各業務にかかる光熱水費とは、どのように区分されるのでしょうか。 | (質問No.057参照) |

| № | ページ | 大項目 (カタカナ) | 小項目 (カタカナ) | 番号○ | 大項目 (ローマ字) | 中項目 (ローマ字) | 小項目 (ローマ字) | 質問 | 回答 |
|-----|-----|---------------|---------------|-----|---------------|---------------|---------------|--|---|
| 060 | 012 | オ | — | — | — | — | — | 修繕費について、設備機器の更新等の業務は、本事業に含まれるでしょうか。また、その業務が含まれる場合、当該年度にその費用を都度払いすることは可能でしょうか？(毎年のサービス購入費に平準化した場合、税金分が目減りします) | 修繕費の負担区分は業務によって異なると考えます。対価の支払方法については、現在検討中です。 |
| 061 | 012 | オ | — | — | — | — | — | 費用項目「事業者所有の各部門コンピュータシステム(病院所有システムへの接続費用を含む)」の購入費用、保守・修繕経費、及び通信運搬費(電話料金、インターネット接続料金など)での本事業の業務範囲内の費用は事業者負担となっておりますが、診療技術支援業務 p6 ウ⑤では通信費(電話料金、インターネット接続料金等)が県負担となっております。同様に、診療技術支援業務 p17 ⑤や、物流管理業務 p14 ⑤、物流管理業務 p18 ⑤、情報監理関連業務 p5 ⑤、情報管理関連業務 p13 ⑤、施設医事管理業務 p12 ⑤、施設医事管理業務 p21 ⑤、施設医事管理業務 p25 ⑤も県負担となっております。この、通信運搬費と通信費の違いをご教示願います。 | 現時点では、病院職員との協働が主要となる業務については県負担、事業者が独立したエリアにて業務を行う場合には事業者負担という考えに基づき区分しています。 |
| 062 | | 要求水準構成案 | — | — | — | — | — | 要求水準1～5に、統括マネジメント業務が見当たりませんが、要求水準は示されないのでしょうか。 | 要求水準構成案の「マネジメントサポート業務」は、「統括マネジメント業務」の誤りです。後日修正版を再提示いたします。 なお、統括マネジメント業務の要求水準書(案)については入札公告時までにお示しいたします。 |
| 063 | | 要求水準構成案 | — | — | — | — | — | 未公表の診療材料リストについてですが、その明細、対象品目について見積に正確性を期すため、JAN、メディエといった公共性のあるコードと共に開示されると理解してよろしいでしょうか？ | 現在検討中です。 |
| 064 | | 要求水準構成案 | — | — | — | — | — | 未公表の医薬品リストについてですが、その明細、対象品目について見積に正確性を期すため、薬価基準収載医薬品コードと共に開示されると理解してよろしいでしょうか？ | 現在検討中です。 |

【第2 要求水準 4 運營業務 (2) 診療技術支援業務】

| N o | ページ | 大項目 (かたかな) | 小項目 (かたかな) | 番号○ | 大項目 (ローマ字) | 中項目 (ローマ字) | 小項目 (ローマ字) | 質問 | 回答 |
|-----|-----|---------------|---------------|-----|---------------|---------------|---------------|--|--|
| 065 | 003 | ウ | — | ① | — | — | — | ここでいう『医療機器』の定義をご教示ください。 | 主として、人工呼吸器、輸液ポンプ、シリンジポンプ、低持続式吸引器、パルスオキシメーター、モニター類、など中央管理対象機器を指します。 なお、中央管理対象となる機器については入札公告時まで整理いたします。 |
| 066 | 003 | ウ | — | ① | — | — | — | 人工心肺、人工透析などにおいて臨床工学技術を提供するとありますが、臨床業務に事業者は携わらず病院職員臨床工学士の業務であるという理解でよろしいでしょうか。 | 各業務の「業務基本方針」は、県、事業者双方を包括した病院としての各部門の方針を示すもので、事業者のみに求めるものではございません。 ご質問についてはご理解のとおりです。 |
| 067 | 003 | ウ | — | ① | — | — | — | ME管理室は、病院の組織体制の中で病院が設置し、病院側の臨床工学技士等が室長になり、事業者職員は室長の指揮命令下に位置付けられると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。室長は県側の職員が担当します。 |
| 068 | 003 | ウ | — | ② | — | — | — | 稼動中の機器のチェックについて、患者に装着されている医療機器の動作チェックについては、県側の職員が行うと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。(関連質問No.066参照) |
| 069 | 003 | ウ | — | ③ | A | a | ii | 「メーカーの定める期間内の保守点検及び…支援すること」とありますが、質と機能が確保されていれば、必ずしもメーカーの定める期間内に保守点検及び部品交換を行うのではなく、期間については事業者の判断で実施するとの理解でよろしいでしょうか。 | 詳細については、後日お示しいたします。 |
| 070 | 003 | ウ | — | ③ | A | c | ii | 必要な技術補助とありますが、県では何か特別な業務を想定しておりますでしょうか。病院ごとに想定される業務内容や範囲は大きく異なり、事業者側では一概に想定し提案できかねる範囲と考えられ、必要な人員数の見積りを明確に算出することが困難になると考えられます。ありましたらご教示下さい。 | 特段、特別な業務を想定している訳ではございません。 病院職員と協業する上で、必要となる技術的な補助を想定しております。現時点での想定は、業務区分表に示している業務ですが、詳細については入札公告時までにお示しいたします。 (関連質問No.072参照) |
| 071 | 003 | ウ | — | ③ | A | a | ii | メーカーが有する有料メンテナンスシステムの是非の決定及び、支払の区分はどのようにするか。 | 詳細については、後日お示しいたします。 |
| 072 | 003 | ウ | — | ③ | A | a | iii | 臨床業務の支援とありますが、県では何か特別な業務を想定しておりますでしょうか。病院ごとに想定される業務内容や範囲は大きく異なり、事業者側では一概に想定し提案できかねる範囲と考えられ、必要な人員数の見積りを明確に算出することが困難になると考えられます。ありましたらご教示下さい。 | 診療技術の支援など、直接患者に触れる業務は想定しておりません。 間接的なサポートを想定しております。 |
| 073 | 003 | ウ | — | ③ | A | c | i | 病院職員との業務分担を明確にしたいと考えておりますので、業務区分表以外に病院職員の業務範囲があればお示しください。 | 現時点での想定は業務区分表に示している業務です。 詳細については入札公告時までにお示しいたします。 |
| 074 | 004 | ウ | — | ③ | B | c | — | 「医療機器の取扱い方法について…心がけること」とありますが、事業者が患者や家族に説明する機会について、県では何か特別な業務を想定しておりますでしょうか。 | 患者や家族への説明は、基本的に病院職員が実施しますが、仮に必要な場合に日常業務の範囲内で協力を求める趣旨で記載しております。 |
| 075 | 004 | ウ | — | ③ | B | c | — | 「医療機器の取扱方法」について、事業者は病院関係者ではなく患者、家族に対し直接説明する場合がある、との理解でよろしいでしょうか。 | (質問No.074参照) |
| 076 | 004 | ウ | — | ③ | B | c | — | 事業者職員が患者・家族に説明したりボディに接触するケースは基本的にないものと考えますが、医療機器の取扱方法等の説明が必要になるケースがどのような場合かをご教示ください。また、他の業務についても説明・接触の必要なケースをご提示ください。 | (質問No.074参照) |

| No | ページ | 大項目 (カタカナ) | 小項目 (カタカナ) | 番号○ | 大項目 (ローマ字) | 中項目 (ローマ字) | 小項目 (ローマ字) | 質問 | 回答 |
|-----|-----|---------------|---------------|-----|---------------|---------------|---------------|---|--|
| 077 | 004 | ウ | — | ③ | C | b | — | 具体的には、どのような業務を想定されていますか？ | 主に稼働管理及び保守を指しています。磨耗劣化等が特定機器に偏在しないよう、適切な稼働管理及び保守を実施していただく趣旨です。 |
| 078 | 004 | ウ | — | ③ | C | d | — | 使用データに基づく医療機器の購入計画を立案するとありますが、事業期間全期間における購入計画を立案するという事でよろしいでしょうか？ | 詳細については、入札公告時までにお示しいたします。 |
| 079 | 004 | ウ | — | ③ | C | d | — | 使用データとは、指定のシステムを指しますか。そのシステムの選択は誰が行いますか。 | 使用データとは各種機器の使用実績、稼働実績及び故障状況等を指します。要求水準書(案)の表記を修正いたします。 |
| 080 | 005 | ウ | — | ④ | B | — | — | 業務区分表の「保守点検、一次対応」を行う医療機器の範囲について、対象となる医療機器類は今後公表していただけたらと考えてよろしいでしょうか。 | 保守点検対象機器については、後日整理した上で、お示しする予定です。 |
| 081 | 005 | ウ | — | ④ | B | — | — | 業務区分表において、「保守点検実施計画-マニュアル作成-生命維持管理装置」および「保守点検実施計画-作業案内書の作成-生命維持管理装置」で事業者側に赤丸がありますが、通常の○と違いはあるのでしょうか。 | 通常の「○」と相違ございません。修正いたします。 |
| 082 | 005 | ウ | — | ④ | B | — | — | 業務区分表の『保守点検 故障不具合時の1次対応』について、臨床工学技士が主に管理を行うME機器以外の機器も1次対応の対象と読み取れますが、この場合の事業者側の1次対応とはどのような内容となるかご教示ください。 | 詳細については後日お示しいたします。 |
| 083 | 006 | ウ | — | ④ | B | — | — | 業務区分表において「定期メンテナンス-保守委託対象機器以外」の契約管理支援業務とは具体的にどのような支援を行うのでしょうか。 | 詳細については後日お示しいたします。 |
| 084 | 005 | ウ | — | ⑤ | — | — | — | 費用負担区分表の「中央管医療機器等(ME管理室管理)の消耗品・部品費」は事業者負担とあります。費用を積算するにあたり、中央管理機器等およびそれに対する消耗品・部品費の内容を公表いただきたく存じます。今後当該機器及び消耗品・部品のリスト等が公表される予定はありますでしょうか。 | 中央管理対象機器については、No.085をご参照ください。詳細については後日お示しいたします。 |
| 085 | 005 | ウ | — | ⑤ | — | — | — | 中央管理対象機器の内訳・明細についてお示し下さい。 | 現時点では、人工呼吸器、輸液ポンプ、シリンジポンプ、低圧持続式吸引器、パルスオキシメーター、モニター類等を想定しております。 |
| 086 | 005 | ウ | — | ⑤ | — | — | — | 医療機器の管理・保守点検業務の費用負担区分表における、中央管理医療機器等と、保守委託対象機器との関係/定義についてご教示下さい。 | 中央管理機器については、質問No.085をご参照ください。後日、整理してお示しいたします。 |
| 087 | 005 | ウ | — | ⑤ | — | — | — | 医療機器の管理・保守点検業務の費用負担区分表における、保守委託対象機器のその他機器と、保守委託外対象機器の夫々の詳細な内訳、若しくは夫々を区分するもう少し具体的な考え方についてお示し下さい。 | 後日、整理した上でお示しいたします。 |
| 088 | 005 | ウ | — | ⑤ | — | — | — | 医療機器の定期メンテナンス経費は、当該医療機器に係るメーカー乃至メンテナンス会社宛に支払う「定期点検・保守に係る対価」を意味し、その結果として別途発生する交換部品代金、通常定期点検・保守に含まれない修理代金等は含まれないという理解で宜しいですか。 | 後日、整理した上でお示しいたします。 |
| 089 | 005 | ウ | — | ⑤ | — | — | — | 医療機器の修繕経費とは、故障・不具合時の1次対応、メンテナンス窓口業務に係る労務費、什器備品費、被服費等を意味し、所謂消耗品・部品費、都度発生する修理費用は含まれないという理解で宜しいですか。 | 後日、整理した上でお示しいたします。 |

| N o | ページ | 大項目 (カカカ) | 小項目 (カカカ) | 番号○ | 大項目 (ロ-マ字) | 中項目 (ロ-マ字) | 小項目 (ロ-マ字) | 質 問 | 回 答 |
|-----|-----|--------------|--------------|-----|---------------|---------------|---------------|---|--|
| 090 | 006 | ウ | — | ⑤ | — | — | — | 医療機器の修繕経費は県負担となっているが、総論12ページの修繕費の負担は事業者となっている。どちらが正しいのですか？ | 後日、整理した上で提示いたします。 |
| 091 | 006 | ウ | — | ⑤ | — | — | — | 費用負担区分表において「中央管理医療機器等」の消耗品・部品費は事業者負担とあり、「医療機器の修繕経費」は県負担とあります。 1. 消耗品・部品費は何をさすのでしょうか。 2. 例えば、外装を外して内部の消耗部品を交換した場合は「修理」の扱いとなります。その場合「中央管理医療機器等」の「消耗品・部品」の交換費用は「修繕費用」と考え、県負担と考えてよろしいでしょうか。 | 後日、整理した上でお示しいたします。 |
| 092 | 006 | ウ | — | ⑤ | — | — | — | 費用負担区分表の「保守委託対象機器」の「医療機器の定期メンテナンス経費」は事業者負担とあります。定期メンテナンス経費を積算するにあたり保守委託対象機器の内容を公表いただきたく存じます。今後保守委託対象機器のリスト等が公表される予定はありますでしょうか。 | 後日、整理した上でお示しいたします。 |
| 093 | 006 | ウ | — | ⑤ | — | — | — | 費用負担区分表において、保守委託対象機器の定期メンテナンス経費は事業者負担とあります。 1. 保守委託対象機器で修繕費用が発生した場合には県負担であるとの理解でよろしいでしょうか。 2. 例えば、放射線機器のX線管球、レーザー治療機器のレーザー発振管については、通常は劣化が一定でないため定期的には交換致しません。修繕費との理解でよろしいでしょうか。 | 後日、整理した上でお示しいたします。 |
| 094 | 006 | ウ | — | ⑤ | — | — | — | 費用負担区分表で「部門コンピューターシステム」は県負担とあります。この「部門コンピューターシステム」とは具体的にどのようなシステムを想定されているのでしょうかご教示下さい。 | 医療機器、特に中央管理機器のアリバイ管理及び使用実績、稼働実績、故障状況等を管理するシステムを想定しております。 費用負担区分については、見直しを含めて、現在整理・検討中です。 |
| 095 | 008 | エ | — | ① | — | — | — | 「周産期医療情報センター」の機能、内容の詳細をお示しください。 | 「周産期医療対策整備事業の実施について」(平成8年5月10日付け厚生省児童家庭局長通知の別添「周産期医療対策事業実施要綱」3(2)周産期医療情報ネットワーク事業をご参照ください。 |
| 096 | 008 | エ | — | ① | — | — | — | 「総合周産期母子医療センターを核として、小児医療などを包括した成育医療の整備・充実を図る」とありますが、例えばセンター内ユニット化というような具体的な組織としてお考えなのでしょうか。 | ユニットは考えておりませんが、産婦人科、新生児科、及び小児科など関連する診療科が連携して高度専門医療を提供します。 |
| 097 | 009 | エ | — | ② | — | — | — | 「各部門における諸作業の補助」とは具体的にどのような業務を想定されていますか？ | 詳細は本業務の業務区分表に記載しておりますが、手術室、薬剤部、放射線部等に係る補助業務を想定しております。 なお、業務項目については、追記・修正を含め、現在整理・検討中です。 詳細は入札公告時に再提示いたします。 |
| 098 | 009 | エ | — | ② | — | — | — | 業務概要として「各部門における諸作業の補助」とありますが、具体的な業務内容をご提示願います。 | (質問No.097参照) |
| 099 | 010 | エ | — | ③ | A | b | v | 「業務分担を明確にし、(中略)区分を遵守すること」とありますが、病院職員への業務分担区分徹底は病院が実施されるという理解でよろしいでしょうか。 | 県側職員に対しては、県側が実施します。 |
| 100 | 010 | エ | — | ③ | A | f | i | 業務時間は365日、24時間運営と考えてよろしいですか。 | 業務時間については、現在検討中です。詳細は入札公告時までにお示しいたします。 |
| 101 | 010 | エ | — | ③ | A | f | i | より効果的な運用体制を構築するため、現愛媛県立中央病院における、過去10年程度分の月ごとの患者数(外来者数・入院者数・その他)の変動を公表していただけないでしょうか？ | 検討いたします。 |

| No | ページ | 大項目 (カカ) | 小項目 (カカ) | 番号○ | 大項目 (ロ-マ字) | 中項目 (ロ-マ字) | 小項目 (ロ-マ字) | 質問 | 回答 |
|-----|-----|-------------|-------------|-----|---------------|---------------|---------------|---|--|
| 102 | 011 | エ | — | ③ | D | a | — | 有資格者とありますが、具体的な制限(ヘルパー2級以上など)はあるでしょうか。 | 現時点では特別に制限を設けることは想定しておりません。適宜ご判断頂き、ご提案して頂ければと存じます。 |
| 103 | 011 | エ | — | ③ | D | b | i | 「データ入力作業等に必要なIT技術」とありますが、資格など具体的な制限はあるでしょうか。 | (質問No.102参照) |
| 104 | 011 | エ | — | ④ | A | — | — | 現病院における業務量実績や委託職員配置数等について、公表いただけないでしょうか。 | 検討いたします。 |
| 105 | 012 | エ | — | ④ | B | — | — | 「病棟看護補助業務」の欄に「手術のための準備・後片付け」がありますが、病棟内での手術を予定されているのでしょうか。 | 総合周産期母子医療センターにおける産科手術室及びNICU内手術室においては手術を実施することを想定しています。また、本院ICU、救命ICUにおいても手術を行うことも有ります。 |
| 106 | 012 | エ | — | ④ | B | — | — | 患者へのボディータッチは想定しないということでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 107 | 013 | エ | — | ④ | B | — | — | 「物品・帳票類の搬送・収納・補充等」中の、事業者が行う「物品の請求」は、看護師等の病院職員が必要な物品の指示を行った後に発生すると理解してよろしいでしょうか。あるいは、病院情報システムのオーダー情報に基づくのでしょうか。 | 業務の性格上、病院職員の指示による請求、オーダー情報に基づく請求、どちらの状況も生じえるものと考えます。 |
| 108 | 013 | エ | — | ④ | B | — | — | 「リネン類の整備・後片付け」に関し、おしぼりの費用負担は県、事業者のどちらでしょうか。 | 入札公告時までに整理いたします。現時点では事業者負担とする方向で検討中です。 |
| 109 | 013 | エ | — | ④ | B | — | — | 「関連諸室及び設備・器具類の整備・清掃」に関し、ペーパータオルの費用負担は県、事業者のどちらでしょうか。清掃業務の費用負担区分表においては県の負担とされています。 | 入札公告時までに整理いたします。現時点では事業者負担とする方向で検討中です。 |
| 110 | 013 | エ | — | ④ | B | — | — | 「薬品請求伝票・処方箋の提出、受領、収納」のうち、麻薬・劇薬など厳重な管理を要する薬品については病院の業務という理解でよろしいでしょうか。 | 麻薬、劇薬そのものは県が直接管理しますが、伝票等の整理は日常業務の範囲内で事業者にも関与して頂きます。 |
| 111 | 013 | エ | — | ④ | B | — | — | 「冷蔵庫、製氷機、給茶機、延食用保冷庫の清掃、整頓」は治療目的で設置された冷蔵庫、製氷機、給茶機、延食用保冷庫を指すものであり、病院職員のために設置された冷蔵庫等の清掃、整頓については対象外という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 112 | 014 | エ | — | ④ | B | — | — | 病棟共通作業補助業務のその他の項目に掲げられている「MDボックス」とは何でしょうか。 | 医療廃棄物用の回収ボックスを指します。表記につきましては修正のうえ、入札公告時までに示いたします。 |
| 113 | 014 | エ | — | ④ | B | — | — | 手術時の準備・後片付け・清掃の項で「データ入力・処理」とありますが、何のデータ入力を想定されているのでしょうか。ご教示願います。 | 手術において消費された医薬品・診療材料・消耗品等の入力、及び器材等の使用確認状況の入力等を想定しております。また、電子カルテにおいて手術に係る項目の入力支援も含まれます。 |
| 114 | 015 | エ | — | ④ | B | — | — | 「薬剤等の準備補助」「薬剤等作業補助」とは、具体的にどのような作業を想定されていますか。 | まず、ご指摘の「薬剤等作業補助」は「調剤等作業補助」という理解でよろしいでしょうか。その場合： ①「調剤等の準備補助」は調剤を行うための医薬品及び器材類の準備、該当ワークシート(オーダー内容等)の出力準備等を想定しております。 ②「調剤等作業補助」は調剤薬へのラベル貼付、自動分包機への薬品・消耗品のセット等を想定しております。 |
| 115 | 015 | エ | — | ④ | B | — | — | 薬剤部作業補助業務の項で、「白衣・医療用衣服等の整理」とありますが、滅菌ガウン等部門共用のもののみを対象とし、個人支給の白衣・医療用衣服等については病院職員各個人で整理されるものという理解でよろしいでしょうか。 | 個人支給の衣類については、原則個人管理ですが、洗濯時の回収・配布などに係る部分は事業者側業務として想定しています。 |

| No | ページ | 大項目 (カタカナ) | 小項目 (カタカナ) | 番号○ | 大項目 (ローマ字) | 中項目 (ローマ字) | 小項目 (ローマ字) | 質問 | 回答 |
|-----|-----|---------------|---------------|-----|---------------|---------------|---------------|---|--|
| 116 | 016 | 工 | — | ④ | B | — | — | 「放射線部作業補助業務」の「物品等の搬送及び整理」と「整理整頓業務」の中で、臨時・緊急分は、病院職員の誰が実施するのでしょうか。業務時間は後日示されますが、時間外の物品搬送は病院側の業務と理解してよろしいのでしょうか。 | 現時点ではそのように想定しております。ただし、事業者側の提案を妨げるものではありません。業務時間については、ご理解のとおりです。時間外の物品搬送を要さないような物流システムの構築を期待しております。なお、現在は病院の看護師、もしくは医師が対応しております。 |
| 117 | 017 | 工 | — | ⑤ | | — | — | 「歯科技工物作成・提供に係る材料費・諸経費」の費用負担区分が事業者となっておりますが、費用算定の基準をお示し下さい。 | 現在、事業範囲に含めない方向への変更を検討中です。 |

【第2 要求水準 4 運營業務 (3)物流管理関連業務】

| No | ページ | 大項目 (カカ) | 小項目 (カカ) | 番号○ | 大項目 (ロマ字) | 中項目 (ロマ字) | 小項目 (ロマ字) | 質問 | 回答 |
|-----|-----|-------------|-------------|-----|--------------|--------------|--------------|---|---|
| 118 | 001 | ア | — | ① | — | — | — | 要求水準書を読む限り、SPDは院内型と推測されませんがそう考えてよろしいですか。 | 現時点では院内型を想定しておりますが、SPDの効率的な運用をご検討頂き、より良いご提案を頂きたいと考えております。 |
| 119 | 001 | ア | — | ① | — | — | — | 「効率的・効果的な供給管理システムを導入する」とありますが、ここでいうシステムとは、手順と情報システムを含めた全体的な方法を指すものと理解してよろしいでしょうか。また、情報システムの設置は県、事業者どちらでしょうか。 | 前段についてはご理解のとおりです。後段の部門コンピュータシステムについては現在、事業者側で調達して頂く想定です。費用負担区分を修正・整理した上で、入札公告時までには再提示いたします。 |
| 120 | 001 | ア | — | ② | — | — | — | 「情報システムを活用し(中略)経営管理に有効な消費管理と統計管理を行う」とのことですが、病院で調達される情報システムの仕様公開はいつ頃を想定されているのでしょうか。 | 県が整備する新病院の医療情報システムについては、後日ネットワーク概念図等を公表する予定です。 |
| 121 | 001 | ア | — | ③ | A | a | i | 「診療業務に支障のないよう、欠品のない物品供給監理に努めること」「必要物品の欠品は発生させないこと」とありますが、欠品回避を主眼として過剰に部門に配置することは効率的ではありません。例えば、部門の配置数(通常は業務に支障ない数量)を超えて突発的に大量消費したために、該当部門では在庫ゼロだが、院内の他部門在庫により対処できる場合には、この項で記載された「欠品」には該当しないものという理解でよろしいでしょうか。 | まず、使用量に応じた適正在庫の設定が前提となります。例えば、病棟特性に応じた在庫数の設定や季節変動を受ける品目については、適宜、訂正在庫数の調整が求められます。ご質問のようなケースについては、「欠品」には該当しないものと想定されます。 |
| 122 | 001 | ア | — | ③ | A | a | i | 「診療業務に支障のないよう、欠品のない物品供給監理に努めること」「必要物品の欠品は発生させないこと」とありますが、欠品回避を主眼として過剰に部門に配置することは効率的ではありません。突発的に院内で定めた所定の在庫数を超えた物品使用があった場合にはこの項目は除外されるという理解でよろしいでしょうか。 | (質問No.121参照) |
| 123 | 002 | ア | — | ③ | A | a | ix | 「システム機器の導入を図るなどし、迅速かつ確実に状況を把握できるデータ管理を行うこと」とありますが、事業者が整備する情報システムを検討する参考のため、現在稼働中あるいは県が今後導入予定の物流管理業務に関する情報システムについてご教示下さい。 | (質問No.119、No.120参照) なお、インターフェイス接続の費用負担については現在検討中です。 詳細については、後日お示しいたします。 |
| 124 | 002 | ア | — | ③ | A | a | x | 「～セット化を構築すること。」とありますが、セット化の内容は病院OP室担当者様と事業者側で構築し、セット化のデータ・在庫管理を行うと言う意味で良いのでしょうか？ | ご理解のとおりです。セット内容の詳細は運営開始準備期間に運用設計の中でなされるものと考えます。 |
| 125 | 002 | ア | — | ③ | A | b | iii | エレベーターに関して、全体で何基あって、その内搬送用が何基あり、その内清潔・不潔の区分で何基、給食専用、汚物等の区分など決まっていますか？ | 最終的な台数は事業者側からの提案となります。 |
| 126 | 002 | ア | — | ③ | A | c | i、ii | 診療材料委員会等、県側の決定機関が必要であると考えられます。診療材料委員会の形態、メンバー、開催日程(間隔)、要綱などは決まっていますか？ また、新技術の導入等に伴う革新的な商品等の採用に関して、年度内の予算の問題や予算計画の大幅な見直しは可能でしょうか？ | 薬剤対策委員会及び物品管理委員会を関係規程に基づき運営しており、メンバーは院長指名及び指定職で構成しております。開催頻度は年4回程度です。 なお、医療材料費(医薬品及び診療材料)は患者数や疾患種別、また、物品の種類により大きく異なるので、見直しは必要であると考えております。 詳細については、後日お示しいたします。 |

| No | ページ | 大項目 (カカ) | 小項目 (カカ) | 番号○ | 大項目 (ロ-マ) | 中項目 (ロ-マ) | 小項目 (ロ-マ) | 質問 | 回答 |
|-----|-----|-------------|-------------|-----|--------------|--------------|--------------|---|---|
| 127 | 002 | ア | — | ③ | A | c | — | 医薬品・診療材料等に関しては、院内においてどのような情報提供ルートを想定されているのでしょうか。情報一元化という観点では、まずは事務部門(用度課等)への情報提供が望ましいと思われませんが、本要求水準では関連する臨床部門(医療従事者)への直接的な提供を想定されていますでしょうか。 | 現在は、運用は以下のとおりです。 ①医薬品情報 事務局(医事課調達係)及び薬剤部へ提供し、原則として臨床部門への直接提供は行わない。 ②診療材料情報 事務局(医事課調達係)へ提供し、事務局の指示により臨床部門への直接提供を行う。 事業者には新病院の情報の一元管理をどのように構築するかの提案を求めています。 |
| 128 | 002 | ア | — | ③ | A | d | i | 時間外の物品供給について言及されていますが、物流管理関連業務については事業者側で365日24時間対応できる体制を構築しなければならないということでしょうか。 | 現時点では24時間常時体制を整備することは想定しておりませんが、土日、祝日、連休の際に、業務が支障なく実施できるような体制及び運用方法を求めます。 なお、費用対効果を踏まえたリーズナブルな体制を期待します。 |
| 129 | 002 | ア | — | ③ | A | d | ii | 現在病院が使用している医療情報システムについて、仕様等の公表はしていただけますでしょうか。公表していただける場合は、その時期をご教示ください。 | (質問No.120参照) |
| 130 | 002 | ア | — | ③ | B | a | iii | ベッドステーションにベッド倉庫が有ると考えてよろしいでしょうか。又、ベッド・マットは、どの位の在庫を想定していますか。 | ベッドステーションの運用方法については、事業者側で適宜ご検討いただき、より良い提案を期待しております。 ベッド倉庫、在庫管理も同様、院内・院外を含めてご検討ください。 |
| 131 | 003 | ア | — | ③ | B | b | i | ベッドステーションにマット洗浄・消毒等の装置が配備されると考えてよろしいでしょうか。その装置は、どの程度の機能を想定していますか。又、マットレスの菌検査は、必要ですか。 | ベッドステーションの設備費用については、現在事業者側の負担として整理しております。併せて、要求水準書(案)の費用負担区分を再整理いたします。 機能については、費用対効果をご検討いただき、よりよいご提案を期待しております。 なお、菌検査については適切な方法により消毒が行われれば必要ございません。 |
| 132 | 003 | ア | — | ③ | B | b | ii | ベッド・マットレス・寝具の選択とありますが、ベッドステーション業務に提案権があるのでしょうか。 | ご理解のとおりです。ただし、最終的な決定は県側が行います。 |
| 133 | 003 | ア | — | ③ | C | a | — | 購入単価、在庫数(費用)、使用量及び材料費等の「適正化」とありますが、その具体的目標数値については事業者提案に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。 | 調達関連業務の要求水準書(案)の中で条件を整理いたします。 |
| 134 | 003 | ア | — | ③ | C | a | i | 材料費の見直しは、新規採用物品の選定時または同等品の置換え時に、随時おこなう予定なのでしょうか。 | 現在検討中です。調達関連業務の要求水準書(案)については入札公告時までにお示しいたします。 |
| 135 | 003 | ア | — | ③ | C | a | iv | 採用物品中の同種同効品の発生防止とは、同等品の新規採用の規制と言う意味でしょうか。 | 採用品目の標準化を意図しております。 |
| 136 | 003 | ア | — | ③ | C | a | viii | DPCへの移行は、何年度からの予定ですか。 | 現在検討しておりますが未定です。 |
| 137 | 003 | ア | — | ③ | C | b | i | 物品管理等において診療報酬漏れの起こりにくい管理体制を構築するためには、事業者側と県の電子カルテを含む医療情報システム等との整合性が不可欠と考えますが、県側医療情報システムの決定およびその整合性に関して、事業者側意見を反映していただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | 部門コンピュータシステムについて、費用負担区分の見直しを含めて、現在、整理、検討中ですが、部門システムと医療情報システム等との整合性は不可欠と考えております。 そのため、医療情報システム等の構築にあたっては、事業者の意見を可能な限り反映したいと考えております。 なお、県が整備する新病院の医療情報システム、医事会計システムについては、後日ネットワーク概念図等を公表する予定です。 |
| 138 | 003 | ア | — | ③ | C | c | — | 一般消耗品の管理は、どのレベルまでお考えですか。(①ラベル管理の有無、②発注・入庫・払出(消費)・在庫(資産)管理の範囲) | 厳格な在庫管理は必要と考えます。ただし、ラベル管理については費用対効果を踏まえて評価します。 |

| No | ページ | 大項目 (カタカナ) | 小項目 (カタカナ) | 番号○ | 大項目 (ローマ字) | 中項目 (ローマ字) | 小項目 (ローマ字) | 質問 | 回答 |
|-----|-----|---------------|---------------|-----|---------------|---------------|---------------|---|--|
| 139 | 003 | ア | — | ③ | C | e | — | 経営管理上必要なデータを得るための機械・ツールの導入に関しては、事業者側は提案のみで費用負担は発生しないとの理解で宜しいでしょうか(⑤費用負担区分表の「部門情報システム」が県側の負担となっていることより類推)。 | 部門コンピュータシステムについて、費用負担区分の見直しを含めて、現在、整理、検討中ですが、部門システムと医療情報システム等との整合性は不可欠と考えております。 なお、県で別途整備する医療情報システムのネットワーク概念図は後日公表予定です。 その上で、想定されている医療情報システムが含まれていない場合は事業者負担となります。 |
| 140 | 003 | ア | — | ③ | D | a | — | 「有資格者」とありますが、具体的にどのような資格を想定されていますか？ | 要求水準に照らして適宜ご判断頂き、ご提案して頂ければと存じます。 |
| 141 | 004 | ア | — | ③ | D | b | ii | 統括責任者の要件として、必須ではないものの、「院内物品管理業務経験を3年以上有し、自ら業務責任者として500床以上の国公立病院等の院内物品管理業務に従事した経験を有すること」が求められておりますが、この要件では人材が限定されるため、例えば「200床以上の総合病院の院内物品管理業務経験者」等へ要件を緩和していただけないでしょうか？また、提案評価上、この要件を満たす人材を配置する計画とした場合は、満たさない人材を配置する提案をするケースと比べて評価が上がるのでしょうか？ | 前段については検討いたします。後段については回答できません。 |
| 142 | 004 | ア | — | ③ | E | a | ii | 災害時用備蓄物品の策定(品目・数量)はどのように決められますか？その保管場所は、どこを予定されていますか？ | 新病院での備蓄物品及び保管場所等については、後日お示しする予定です。 |
| 143 | 004 | ア | — | ③ | E | a | ii | 県が購入する災害備蓄物品とは、どのような物がありますか。 | (質問No.142参照) |
| 144 | 005 | ア | — | ④ | B | — | — | 薬品の在庫管理が事業者となっておりますが、医薬品の所有権移転時期は、購入(納品検収)時点で病院買い取りという認識でいます。相違ないでしょうか？ | 医薬品については納品検収時点で、県側の所となります。 |
| 145 | 005 | ア | — | ④ | B | — | — | 業務時間は後日公表とのことですが、「医薬品管理」の「部署別在庫管理」において、時間外業務を実施するのは病院のどの部署でしょうか。また、救命救急センターについてはどのように考えればよろしいでしょうか。 | 医薬品については薬剤部が管理します。 |
| 146 | 005 | ア | — | ④ | B | — | — | 在庫管理・部署別在庫管理の中の定数管理対象となる品目の要件をご教示ください。 | 現在、医薬品は中央病院採用品目の4日分を在庫としております。ただし、高額かつ使用頻度の少ないものを除きます。 診療材料については、概ね月1個以上使用する物品の1週間分及び緊急用物品を在庫としております。 |
| 147 | 006 | ア | — | ④ | B | — | — | 「麻薬、血管製剤、放射性医薬品の管理」は県の業務となっておりますが、出納管理、在庫管理、品質管理、マスタ管理、情報管理のいずれも県の業務ということでしょうか。具体的に「管理」の内容をご提示下さい。 | 保管棚での出納管理、在庫管理、品質管理は県が直接実施しますが、伝票等の整理は日常業務の範囲内で事業者にも関与していただく予定です。 詳細は、入札公告時まで整理いたします。 |
| 148 | 007 | ア | — | ④ | B | — | — | その他購買支援の括弧内に調達関連業務対象品を除くとありますが、この調達関連業務対象品を具体的に提示して頂けませんでしょうか？ | 後日お示しいたします。 |
| 149 | 007 | ア | — | ④ | B | — | — | ベッドステーション業務について、ア 物品管理業務の中に入っていますが、ウ 洗濯業務の中に入れる項目ではないでしょうか？ | 「寝具類の準備・更新」は物品管理業務、洗濯業務どちらの業務としてもありうることから、一部重複して記載しています。 ただし、実際の提案時には県と事業者の区分を変更しない限りにおいて、事業者の積極的な業務再編を期待します。 |
| 150 | 007 | ア | — | ④ | B | — | — | ベッドステーション業務について、貸出(アライバイ)管理とは、どういう内容を意味するものか教えてください。 | 各ベッド・マット等の各種情報等(購入日、洗浄消毒日、予備在庫との定期交換時期)を一元的に管理することを想定しております。 |

| No | ページ | 大項目 (カタカナ) | 小項目 (カタカナ) | 番号○ | 大項目 (ローマ字) | 中項目 (ローマ字) | 小項目 (ローマ字) | 質問 | 回答 |
|-----|-----|---------------|---------------|-----|---------------|---------------|---------------|--|---|
| 151 | 007 | ア | — | ④ | B | — | — | ベッドステーション業務にてベッド等の修理とありますが、修理業の取得は、必須とお考えですか。 | 修理業の許可を要さない範囲の一次対応を最低条件としています。それ以上の対応については、事業者の提案によると考えます。 |
| 152 | 007 | ア | — | ④ | B | — | — | 「災害時用備蓄品」について現時点での保管計画を具体的にご教示いただけませんか。 | (質問No.142参照) |
| 153 | 008 | ア | — | ⑤ | — | — | — | ◆とされているベッドについては、今後提示される予定の調達品目リストで仕様・数量が示されるという理解でよろしいのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 154 | 008 | ア | — | ⑤ | — | — | — | ベッドは一般備品であり、初期調達分のみの負担という理解でよろしいのでしょうか。 | ベッドは医療機器ですが、負担についてはご理解のとおりです。 |
| 155 | 008 | ア | — | ⑤ | — | — | — | 費用項目のうち、マットレスなどの購入費の初期投資分については、◆ではないため、事業者が所有しているもので、施設購入費には含まれないという理解でよろしいのでしょうか。 | 施設購入費とは何を指しているか判断出来ませんが、いずれにせよ事業期間に渡り、所有権は移転せず、事業者側の所有するものを使用するというご理解で結構です。 |
| 156 | 008 | ア | — | ⑤ | — | — | — | 診療材料、医薬品等の購入は事業者側の業務となっていますが、費用負担区分表では購入費の記載がありません。購入費用は県の負担と考えてよろしいのでしょうか。 | 診療材料、医薬品等の購入費について、詳細は、後日、調達関連業務の要求水準書(案)でお示します。 費用は事業者負担です。従いまして、入札金額の内訳として見積もって頂くこととなります。 |
| 157 | 008 | ア | — | ⑤ | — | — | — | ベッドについては事業者が調達し、県に所有権を移転する項目として◆が記載されていますが、病院が想定されているベッドの型番等の公表はいつ頃を想定されているのでしょうか。 | 後日お示いたします。 |
| 158 | 008 | ア | — | ⑤ | — | — | — | ベッドについては初期調達のみを事業者の業務と考え、一般的な利用年数を越えた後の入替また追加購入は事業者の業務範囲外という理解でよろしいのでしょうか。 | (質問No.154参照) |
| 159 | 008 | ア | — | ⑤ | — | — | — | 部門情報システム(インターフェイスの費用を含む)は県の調達とされていますが、事業者の運用方法に適したシステムを事業者にヒアリングした上で県が購入されるという理解でよろしいのでしょうか。 | (質問No.119、No.120参照) なお、インターフェイス接続の費用負担については現在検討中です。 |
| 160 | 001 | ア | — | — | — | — | — | 物品管理業務で管理すべき物品の詳細は、要求水準書の公表時に公表されるという理解でよろしいのでしょうか。 | 後日提示予定の調達関連業務の要求水準書(案)をご覧ください。 なお、事業期間中における新規物品の発生や調達品目の変更、及び県が直接購入することとなる物品や薬品等(災害備蓄品等も含む)についても物品管理業務内で管理して頂く想定です。 ただ、上記の品目については現時点では想定できませんので、お示しする予定はございません。 |
| 161 | 009 | イ | — | ② | — | — | — | 器材のセット化を図り、定数管理を行うには専用システムが必要と思われます。そこまで、お考えですか。 | 安全かつ効率的な管理運営ができる手術器材・診療材料管理のシステムを確立することを業務の基本方針の一つとしております。 定数管理等については、要求水準を満たした上で、物流管理関連業務の他システムとの連携性・効率性にも考慮した最適なシステムの構築を期待します。 |
| 162 | 009 | イ | — | ③ | A | b | v | 職員を常駐させるなどして、事業者側で365日24時間対応できる体制を構築しなければならないということでしょうか。 | 現時点では24時間常時体制を整備することは想定しておりませんが、土日、祝日、連休の際に、業務が支障なく実施できるような体制及び運用方法を求めます。 なお、費用対効果を踏まえたリーズナブルな体制を期待します。 |
| 163 | 010 | イ | — | ③ | A | c | vi | 「酸化エチレンガスの使用にあたっては」とありますが、滅菌方式について病院からご指定があるのでしたらご提示願います。 | 記載している条件を満たせば、特別の指定はございません。 |

| No | ページ | 大項目 (カタカナ) | 小項目 (カタカナ) | 番号○ | 大項目 (ローマ字) | 中項目 (ローマ字) | 小項目 (ローマ字) | 質問 | 回答 |
|-----|-----|---------------|---------------|-----|---------------|---------------|---------------|--|---|
| 164 | 010 | イ | — | ③ | A | d | i | 「救命救急センター等への時間外搬送や、日帰り手術後の患者などに対する定時以外の(以下略)」とありますが、時間外、定時の定義をお願いします。また、これらの件数はどの程度を想定されているのかご提示下さい。 | 業務時間については、今後、要求水準書の中で提示しますが、時間外や定時以外の搬送業務が極力少なくなるような物品管理体制が構築されることを事業者側に求めます。 |
| 165 | 010 | イ | — | ③ | D | a | i | 第二種滅菌技師ではなく、滅菌管理士(滅菌協議会)では、ダメなのでしょうか。 | 第二種滅菌技師を条件としている訳ではございません。 |
| 166 | 012 | イ | — | ④ | B | — | — | 滅菌効果の品質確認は、県職員の方になっていきますが、滅菌作業に関わる県職員の方がいらっしゃるのでしょうか。 | 日常業務については、全て事業者の責任で業務を遂行して頂くこととなりますが、モニタリングの一貫として定期的に県側でチェックを行うという趣旨です。 |
| 167 | 014 | イ | — | ⑤ | — | — | — | ◆は、滅菌消毒業務に提案権があるのでしょうか。 | 原則、県側で選定したものを調達して頂くこととなります。 詳細については後日お示しいたします。 |
| 168 | 014 | イ | — | ⑤ | — | — | — | ◆とされている院内滅菌消毒付帯設備機器と器械・鋼製小物、滅菌コンテナ、院内搬送車等医療用備品については、今後提示される予定の調達品目リストで仕様・数量が示されるという理解でよろしいのでしょうか。 | 提示は検討しておりますが、提示時期・詳細度については未定です。 |
| 169 | 014 | イ | — | ⑤ | — | — | — | 事務・休憩室什器のうち、初度調達備品を除くものは、事業者負担となっておりますが、では、初度調達備品は施設購入費という扱いでよろしいのでしょうか。 | ご理解のとおりですが、施設整備費、調達費のどちらで見て頂くかは検討中です。 |
| 170 | 014 | イ | — | ⑤ | — | — | — | 滅菌消毒業務について、業務執務室光熱水費は事業者負担となっておりますが、県負担とならない根拠をお示しください。 | 滅菌消毒業務は、基本的に独立したエリアでの作業であり、また提案内容によって滅菌機器の台数、業務時間(滅菌回数)等が異なることが想定されるため、提案内容に沿って光熱水費を負担して頂くことを現時点では考えております。ただし、今後変更する可能性もございます。詳細につきましては入札公告時まで再提示いたします。 |
| 171 | 014 | イ | — | ⑤ | — | — | — | 院内滅菌消毒付帯設備機器(オートクレーブなど)については初期調達のみを事業者の業務と考え、一般的な利用年数を越えた後の入替は事業者の業務範囲外という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 172 | 014 | イ | — | ⑤ | — | — | — | 器械・鋼製小物、滅菌コンテナ、院内搬送車等医療用備品については初期調達のみを事業者の業務と考え、一般的な利用年数を越えた後の入替、また追加購入は事業者の業務範囲外という理解でよろしいでしょうか。 | 後日、整理した上でお示しいたします。 |
| 173 | 014 | イ | — | ⑤ | — | — | — | 部門コンピュータシステム(インターフェイスの開発を含む)については県の負担とされていますが、事業者の運用方法に適したシステムを事業者にヒアリングした上で県が購入されるという理解でよろしいでしょうか。 | (質問No.159参照) |
| 174 | 015 | ウ | — | ② | — | — | — | 洗濯業務の対象となるリネン類・病院・職員ユニフォーム・マットレス等の仕様・数量・洗濯頻度等をご提示願います。 | 提示は検討しておりますが、提示時期・詳細度については未定です。 |
| 175 | 015 | ウ | — | ③ | A | b | i | 医務服、看護衣などの選択権を有すると考えて、よろしいですか。 | 術衣、白衣等の選定に際しては、品目について事業者側に提案を求めますが、最終的な選択権は県側が有しております。 |
| 176 | 015 | ウ | — | ③ | A | c | vi | 「業務に用いる洗剤、漂白剤等は全て優良なもの」とありますが、優良であることについてはリン酸塩の無添加以外にどのような基準を想定されていますでしょうか。ご教示ください。 | リン酸塩の無添加の洗剤等の他、アレルギー性物質や環境ホルモンを含まないことが確認されている洗剤を求めます。 |
| 177 | 016 | ウ | — | ③ | C | d | — | 必要に応じてリース品を導入とありますが、リース品を導入した場合、BTO・RO方式ながらそのリース品の所有権はリース会社に帰属するという認識でよろしいでしょうか? | ご理解のとおりです。SPCの所有でも結構です。 |

| No | ページ | 大項目 (かたが) | 小項目 (かたが) | 番号○ | 大項目 (ロ-マ字) | 中項目 (ロ-マ字) | 小項目 (ロ-マ字) | 質問 | 回答 |
|-----|-----|--------------|--------------|-----|---------------|---------------|---------------|---|--|
| 178 | 016 | ウ | — | ③ | D | a | i | ウ②に院外の洗濯が原則とありますが、院内も必要ですか。 | 適宜ご判断頂き、コストパフォーマンスを鑑みてご提案して頂ければと存じます。 |
| 179 | 018 | ウ | — | ⑤ | — | — | — | 光熱水費が事業者負担となっておりますが、これはリネンステーションのみ別メーターを付けて管理するという理解でよろしいでしょうか。 | 現時点ではご理解のとおりです。ただ、光熱費の費用負担については現在検討中であり、変更する可能性があります。詳細については、入札公告時までにお示しいたします。 |
| 180 | 018 | ウ | — | ⑤ | — | — | — | 費用項目において、光熱水費とあるのは、院内洗濯を行う際の電気代・水代と考えてよろしいでしょうか？他に想定されるものがあればご教示ください。 | 本業務においてはご理解のとおりです。業務によっては、ガス代やその他燃料費も含まれることがあります。 |
| 181 | 018 | ウ | — | ⑤ | — | — | — | 部門情報システム(インターフェイスの開発を含む)については県の負担とされていますが、事業者の運用方法に適したシステムを事業者にヒアリングした上で県が購入されるという理解でよろしいでしょうか。 | (質問No.159参照) |

【第2 要求水準 4 運營業務 (4)情報管理関連業務】

| N o | ページ | 大項目 (カタカナ) | 小項目 (カタカナ) | 番号○ | 大項目 (ローマ字) | 中項目 (ローマ字) | 小項目 (ローマ字) | 質問 | 回答 |
|-----|-----|---------------|---------------|-----|---------------|---------------|---------------|--|--|
| 182 | 001 | ア | — | ① | — | — | — | 業務基本方針について、事業者は用意された医療情報システムを活用した管理業務を行なうという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 183 | 001 | ア | — | ① | — | — | — | 業務基本方針内に「○県立病院間ネットワーク等の強化及び地域医療機関との情報連携を目指す」とありますが、具体的にこの部分は、県または事業者、いずれの業務範囲となるか、ご教示ください。 | 入札公告時までに明確化した上で再提示いたします。 |
| 184 | 001 | ア | — | ① | — | — | — | 基本方針中の「県立病院間ネットワーク等の強化及び地域医療機関との情報連携をめざす」とありますが、構築するもしくは構築済みのネットワークシステムについてご教示下さい。 | 愛媛県情報ハイウェイ上にVPNを使用して県立5病院及び本局を結ぶ「県立病院医療・薬剤情報ネットワーク」を構築し、遠隔医療(遠隔病理、遠隔会議等)薬剤・検査・看護研修等の情報共有、インターネット・メールの共同利用、財務会計、リスクマネジメント(18年8月～)、庁内LAN接続に利用しております。 |
| 185 | 001 | ア | — | ① | — | — | — | 本年10月より電子カルテを導入されると思いますが、新病院での電子カルテは旧型の延長と考えるべきですか。 | 県が整備する新病院の医療情報システムについては、施設・設備整備計画、運用方針等に基づき再構築する必要があると考えており、具体的な仕様等の検討は事業者決定後に開始する予定ですが、新病院で想定するネットワーク概念図等については後日公表予定です。 |
| 186 | 003 | ア | — | ④ | — | — | — | 現病院における業務量実績や委託職員配置数等について、公表いただけないでしょうか。 | 検討いたします。 |
| 187 | 002 | ア | — | ④ | B | — | — | 業務区分表にて、事業者は医療情報システムを使用した病院情報管理運用業務を行う形となり、病院情報システムの導入及びシステム自体の保守については範囲外という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおり、原則、医療情報システムの導入及び保守については事業範囲に含まれません。新病院で想定するネットワーク概念図等については後日公表予定です。その上で、提案内容を遂行するにあたり、必要となるシステムが仮に含まれていない場合には事業者側の負担で調達して頂くこととなります。 |
| 188 | 003 | ア | — | ④ | B | — | — | 外来・入院それぞれの紙カルテおよびフィルムの保存期間をご教示下さい。 | 保存期間は原則5年ですが、一部特殊な症例は永年保存しています。 |
| 189 | 003 | ア | — | ④ | B | — | — | 「医療情報システム障害時の対応」に関し、県(◎)と事業者(○)との区分けについて具体的にご教示下さい。 | 管理責任という意味で県に「◎」としておりますが、データのバックアップ等、実際の対応は予め定めるマニュアルに従って事業者側で対応して頂くということで「○」としています。 |
| 190 | 003 | ア | — | ④ | B | — | — | ここでいう「入院カルテ」及び「外来カルテ」とは、現状で使用しているカルテを意味しているのでしょうか。 | 基本的には現状使用している紙カルテを指します。新病院は電子カルテによる運用となりますので、紙カルテは補完的に使用する想定です。 |
| 191 | 003 | ア | — | ④ | B | — | — | 「経営分析システム」は、病院所有の各部門コンピュータシステムに含まれているのでしょうか。それとも事業者の持込みとなるのでしょうか。 | 県で別途整備する情報システムのネットワーク概念図については後日公表予定です。その上で、仮に想定されている経営分析システムが含まれていない場合は事業者負担で調達して頂くこととなりますが、あくまで提案に委ねられます。 |
| 192 | 003 | ア | — | ④ | B | — | — | 県が指定する紙カルテの廃棄について想定される数量を教えてください。 | 現在、段ボール箱ベースで約4500箱を保管していますが、電子カルテ移行後は順次減少していくと考えております。なお、新病院の開院時までに可能な限り廃棄する予定です。 |
| 193 | 003 | ア | — | ④ | B | — | — | 県が指定する入院紙カルテの再製本の想定されている数量をご教示下さい。 | (質問No.192参照) |

| No | ページ | 大項目 (カタカナ) | 小項目 (カタカナ) | 番号○ | 大項目 (ローマ字) | 中項目 (ローマ字) | 小項目 (ローマ字) | 質問 | 回答 |
|-----|-----|---------------|---------------|-----|---------------|---------------|---------------|---|---|
| 194 | 003 | ア | — | ④ | B | — | — | 県が指定する入院フィルムの廃棄について想定されている数量をご教示下さい。 | 毎年、病院全体で約7トン廃棄していますが、電子カルテ移行後はフィルムレス化を進めていくため、順次減少していくと考えております。なお、新病院の開院時までには可能な限り廃棄する予定です。 |
| 195 | 003 | ア | — | ④ | B | — | — | 紙カルテやフィルム、検査記録等に関連する入出庫・廃棄等業務は、電子カルテ移行後、どの程度の量が、どの程度の期間、残るものと想定されますでしょうか。 | 電子カルテ移行直後は検査記録等、一部紙運用が残りますが、機器更新や保存期間により順次減少していくものと考えております。なお、新病院の開院時までには可能な限り廃棄する予定です。 |
| 196 | 003 | ア | — | ④ | B | — | — | 病診・病病連携事務の業務区分について、主担当と従担当・協力との間で役割や業務内容に具体的にどのような違いがあるのでしょうか。 | 「後方医療機関、介護施設への患者の逆紹介手続き及び転出入管理」については県側職員が対応するため、県に「◎」となっております。上記以外の業務は、基本的には事業者側の業務として実施して頂きますが、県側職員の指示を受けた上で、業務を実施して頂くということで県側に「○」としております。なお、業務分担については、現在精査中で、今後変更する可能性もございます。 |
| 197 | 003 | ア | — | ④ | B | — | — | 新病院においても、いわゆる「紙カルテ」の運用を行われるのでしょうか。 | 新病院は電子カルテによる運用となりますので、紙カルテは補完的に使用する想定です。また、医療連携機関からのカルテ等、一部運用として残る可能性もございます。 |
| 198 | 005 | ア | — | ⑤ | — | — | — | 費用負担区分表にて、部門情報システムは県の負担となっていますが、ここで言う部門情報システムとはどのようなシステムを想定されているか、ご教示ください。 | 部門コンピュータシステムの費用負担等について、費用負担区分の見直しを含めて、現在整理・検討中です。なお、県で別途整備する情報システムのネットワーク概念図については後日公表予定です。 |
| 199 | 005 | ア | — | ⑤ | — | — | — | ◆とされている什器・備品については、今後提示される予定の調達品目リストで仕様・数量が示されるという理解でよろしいのでしょうか。 | 検討いたします。 |
| 200 | 005 | ア | — | ⑤ | — | — | — | 部門情報システム(インターフェイスの開発を含む)については県の負担とされていますが、その仕様等はいつ頃の公表を予定されているのでしょうか。市場との対話に必要ですので早急にご回答願います。 | (質問No.198参照) |
| 201 | 006 | イ | — | ② | — | — | — | 5/10公表の「県立中央病院の建替えについて」P.3に「ブロック受付においては、受付機能、会計計算機能を持たせ」とありますが、患者様来院～受付～診察・検査～次回予約・会計のフローを病院側である程度想定されているものと受け取っています。病院の考えを踏まえて提案する為に、お手持ちの患者フローをご提示願います。 | 5/26公表の「建替えの基本的な考え方」のP3の記述に対する質問のことと思料しますが、現時点では想定しているフローはございません。要求水準書に記載している内容を基に事業者からの提案を求めたいと思います。なお、現行の外來受付フローについては、当院HPの診療案内(外來受診方法)をご参照ください。 |
| 202 | 006 | イ | — | ② | — | — | — | 医療事務業務は患者様と接触する機会が多く、病院の印象を左右する重要な業務であると認識した上でご質問します。事前予約制の導入や、ベッドコントロールの視点から想定した入退院の時間など、事業者が患者様と接触する可能性のある場面について、病院側の考え方を示す資料を公開していただけないでしょうか。新病院での運営スタイルを想定する為には欠かせないと考えていますので宜しくお願いします。 | 要求水準書に記載している内容が現時点の病院の考えであります。更なる提案があれば積極的に提示頂きたいと考えております。 |
| 203 | 006 | イ | — | ② | — | — | — | 調停関係の業務についてはどのようにお考えでしょうか。また事業者側で行う業務がある場合、業務内容と業務区分はどのようになるでしょうか。 | 業務区分表で示している「収納済通知書の整理」、「収納日報の提出・報告」などに準じた内容です。「調停(誤)」→「調定(正)」 |
| 204 | 006 | イ | — | ③ | A | a | — | 包括払い制度への対応・検討状況についてご教示ください。また、事業期間中に導入となった場合、準備業務を含め事業範囲となるのでしょうか。業務内容を含めご教示ください。 | 現在検討しておりますが未定です。現時点では事業範囲に含めておりませんが、将来DPCへ移行する場合、対応については県と事業者での協議事項と考えています。 |

| No | ページ | 大項目 (カタカナ) | 小項目 (カタカナ) | 番号○ | 大項目 (ローマ字) | 中項目 (ローマ字) | 小項目 (ローマ字) | 質問 | 回答 |
|-----|-----|---------------|---------------|-----|---------------|---------------|---------------|---|--|
| 205 | 006 | イ | — | ③ | A | a | — | 適正な医業収益を実現するために、査定率など病院として達成すべき数値目標があればご教示頂けませんか。 | 0.1%台を査定率の目標と考えています。 |
| 206 | 006 | イ | — | ③ | A | b | — | 電話機交換業務がPFI範疇となっていますが、電話交換機そのものは実施方針等に記述がありませんがPFI範疇となるのでしょうか？ | 電話交換業務は本事業の事業範囲に含まれません(5/26公表の実施方針P.4に記載)。なお、ここでいう電話交換業務は電話交換手の業務であり、電話交換機そのものは施設整備に係る業務に含まれます。 |
| 207 | 008 | イ | — | ③ | D | b | i | 「地域医療機関の情報」とは、どの程度までの情報を把握すべきとお考えでしょうか。具体例をご教示頂けませんか。 | 医療機関のみならず、できれば保健・福祉関係機関を含めた情報についても可能な範囲で把握して頂きたいと考えております。 |
| 208 | 008 | イ | — | ③ | D | b | iii | 「英会話や手話ができる者など、専門的な技能を持つ従事者を配置することが望ましい」とありますが、中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語などの会話ができる者の配置を求められるのであれば、要求水準書段階でお示し願います。 | 特段、要件としては記載する予定はございませんが、当該業務を円滑に遂行することを求めます。 |
| 209 | 008 | イ | — | ③ | D | b | iv | 統括責任者の要件として、必須ではないものの、「500床以上の総合病院において、責任者として5年以上の実務経験を有していること」が求められておりますが、この要件では人材が限定されるため、例えば「200床以上の総合病院での経験」等へ要件を緩和していただけないでしょうか？また、提案評価上、この要件を満たす人材を配置する計画とした場合は、満たさない人材を配置する提案をするケースと比べて評価が上がるのでしょうか？ | 前段については検討いたします。後段については回答できません。 |
| 210 | 008 | イ | — | ③ | D | b | v | 業務担当者等に対し、経験年数3年以上相当を6割以上配置、1年未満かつ無資格者を1割以内と規定されております。他業務についてはこのような具体的な制限はありませんが、特に医療事務業務についてこのような制限を設けられているのは、どのような理由からでしょうか。 | 現状をもとに条件を設けております。本業務への要望として、当該業務に係るサービスの質をより確実に確保する考えから示しております。 |
| 211 | 008 | イ | — | ④ | — | — | — | 現病院における業務量実績や委託職員配置数等について、公表いただけないでしょうか。 | 検討いたします。 |
| 212 | 008 | イ | — | ④ | B | — | — | 5/10公表の「県立中央病院の建替えについて」P.3に「総合受付を設け(以下略)」とありますが、業務区分表には「総合受付」の記載は見当たりません。総合受付での業務は県が実施され、外来受付、ブロック受付等での業務は事業者が実施するということなのでしょうか。 | 5/26公表の「建替えの基本的な考え方」のP.3の記述に対する質問のことと思いますが、総合受付には、業務区分表(業務内容)の「医事受付」、「入院医事受付」を含んでおり、事業者が実施することになります。 |
| 213 | 009 | イ | — | ④ | B | — | — | 医事受付における「予約関連業務」及び「医事受付関連事務作業」について、想定されている具体的な業務・作業をご教示下さい。 | 主に以下の業務を想定しております。 ①予約関連業務 ・窓口や電話による予約受付 ・予約内容の確認 ・予約内容変更時の患者への連絡調整 ・患者からの問合せに対する連絡 など ②医事受付関連事務作業 ・電子カルテ上でのカルテ作成 ・患者基本情報の入力 ・保険証のコピー又はスキャナー取込 ・紹介状のコピー又は取込、保管管理 など |
| 214 | 009 | イ | — | ④ | B | — | — | 「病棟事務業務(病棟クラーク業務)」の業務内容の中に「在院請求」とありますが、これは「入院医事受付」における「在院請求」と同じであるという認識で宜しいでしょうか。 | 現在、病棟クラーク業務について、見直しを行っており、詳細については後日お示しいたします。 |
| 215 | 009 | イ | — | ④ | B | — | — | 入院連絡調整と病棟連絡調整とはどのような業務でしょうか。 | 以下の業務を想定しております。 ①入院連絡調整:患者さんへの連絡・日程調整など ②病棟連絡調整:日程調整など |
| 216 | 009 | イ | — | ④ | B | — | — | 時間外医事受付とは宿日直業務ということでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No | ページ | 大項目 (カタカナ) | 小項目 (カタカナ) | 番号○ | 大項目 (ローマ字) | 中項目 (ローマ字) | 小項目 (ローマ字) | 質問 | 回答 |
|-----|-----|---------------|---------------|-----|---------------|---------------|---------------|--|--|
| 217 | 009 | イ | — | ④ | B | — | — | 総合案内における「予約関連業務」及び「医事受付関連事務作業」について、想定されている具体的な業務・作業をご教示下さい。 | 入札公告時までに明確化した上で再提示いたします。 |
| 218 | 010 | イ | — | ④ | B | — | — | 「診療報酬算定内容指導」について、想定されている指導内容について具体的にご教示下さい。 | 主に以下の業務を想定しております。 ・医師等、病院職員に対するレセプト作成時の指導 ・診療報酬改定時の院内勉強会開催 ・日常での診療報酬関連情報の収集及び院内への情報提供・情報共有 ・業務担当者に対する指導 など |
| 219 | 010 | イ | — | ④ | B | — | — | 「収納業務」の多くが県主担当となっていますが、特定の金融機関への別途委託と考えてよろしいでしょうか、その場合、当該金融機関が他に 行う業務があればお示しください。 | 現在、時間内の収納業務は指定金融機関が行っており、引き続き実施する予定です。 |
| 220 | 010 | イ | — | ④ | B | — | — | 収納業務の業務区分について、主担当と従担当・協力との間で役割や業務内容に具体的にどのような違いがあるのでしょうか。 | 再整理した上で入札公告時までにお示しいたします。 |
| 221 | 012 | イ | — | ④ | B | — | — | 診療報酬改定対応における「マスタ修正支援」について、修正したマスタの「検収」については県側で行って頂けるという認識で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。ただし、事業者側においても検収に係る確認作業は当然必要であると考えます。 |
| 222 | 013 | イ | — | ⑤ | — | — | — | 費用項目中の「官庁手数料」について、具体的にどのような費用が発生するのでしょうか。 | 主に事業者が当該業務の遂行に必要とする書類の提出または資料請求等に係る手数料を想定しています。事業者の業務範囲に関するものは事業者が負うという考え方に基いたものです。 事業者の範囲ではないものに係る官公庁手数料は県が負担します。 |
| 223 | 013 | イ | — | ⑤ | — | — | — | ◆とされている什器・備品については、今後提示される予定の調達品目リストで仕様・数量が示されるという理解でよろしいのでしょうか。 | 検討いたします。 |
| 224 | 013 | イ | — | ⑤ | — | — | — | 医事会計システム(インターフェイスの費用を含む)は県負担とのことですが、その仕様等についてはいつ頃公表されるのでしょうか。また整備に際しては運営側の人員配置数などを勘案してご検討いただけるのでしょうか。 | 県が整備する新病院の医事会計システムについては、後日概要等を公表する予定です。 |
| 225 | 013 | イ | — | ⑤ | — | — | — | 「事業者の業務遂行上必要な諸帳票類」(日報、月俸など)および消耗品費(事務用品など)が事業者負担となっていますが、病院が整備する医事会計システムに伴って必要となる帳票類、消耗品費は県の負担という理解でよろしいでしょうか。例えば、レセプトチェックのために必要となる用紙類については県の負担という理解で間違い ないでしょうか。 | 現在検討中です。 |

【第2 要求水準 4 運營業務 (5)施設維持管理業務】

| No | ページ | 大項目 (カタカナ) | 小項目 (カタカナ) | 番号○ | 大項目 (ローマ字) | 中項目 (ローマ字) | 小項目 (ローマ字) | 質問 | 回答 |
|-----|-----|---------------|---------------|-----|---------------|---------------|---------------|--|--|
| 226 | 001 | ア | — | ② | — | — | — | 「・病院施設における一般廃棄物及び産業廃棄物を回収し…」とありますが、感染性廃棄物は一般廃棄物及び産業廃棄物に含まれると解して宜しいかご指示ください。 | 感染性廃棄物、医療廃棄物の院内回収も含まれます。 なお、廃棄物の回収・処理業務については、内容を明確化して、後日お示しいたします。 |
| 227 | 001 | ア | — | ② | — | — | — | 「・病院施設における一般廃棄物及び産業廃棄物を回収し…」とありますが、医療廃棄物の回収は事業者に含まないと解して宜しいかご指示ください。 | (質問No.226参照) |
| 228 | 001 | ア | — | ③ | A | a | ii | 「一時回収した一般廃棄物・産業廃棄物及びそのゴミ容器は、患者の目の届かない場所へ置く」とありますが、病院側で指定の場所があれば今後お示し頂けますか。 | 検討いたします。 |
| 229 | 001 | ア | — | ③ | A | a | viii | 病院が定める「院内感染マニュアル」については公表頂けますか？公表頂ける場合は、その時期をご教示ください。 | 後日、お示しする方向で検討します。 |
| 230 | 002 | ア | — | ③ | A | e | — | 「定量的に示すことができる報告」とは、例えば微生物学的調査等との理解で宜しいでしょうか。またどの程度の頻度の報告が必要であるか、お考えがあればお教えてください。 | 前段については、ご理解のとおりです。 後段については、セルフモニタリングのご提案によって異なると考えます。 |
| 231 | 002 | ア | — | ③ | A | e | — | 「環境レベルを維持していることを定量的に示す報告」とありますが、定量的に報告するための具体的な基準や指標について、ご教示ください。 | (質問No.230参照) |
| 232 | 003 | ア | — | ③ | D | a | — | 「有資格者」とありますが、具体的にどのような資格を想定されていますか？ | 現時点では病院清掃受託責任者講習の修了者等を想定しております。 ただし、長期の事業期間にわたる関係法令等の変更等した場合には必要な有資格者と併せて変わると考えます。 |
| 233 | 003 | ア | — | ③ | E | b | — | 「医療事故やシステム障害等の事故発生時…」とありますが、清掃業務に関係するシステム障害とはどのような障害を想定されているかご教示ください。 | 作業時に周辺でエレベーター故障やセキュリティシステム故障、病院情報システムの故障、また清掃器材の故障等が発生した際に、各業務担当者への連絡、一次対応など、適切な対応をとることを求めています。 |
| 234 | 012 | ア | — | ⑤ | — | — | — | 費用負担区分表で廃棄物処理費は県負担とありますが、廃棄物の資源化に伴う収益も県に帰属すると解して宜しいですかご指示ください。 | ご理解のとおりですが、効率的な資源化に関する提案は受付けます。 |
| 235 | 013 | イ | — | ② | B | — | — | 「設計図書に定められた建物の初期性能・機能を維持することによって、病院業務に支障のない状況を保つ」とありますが、本事業期間は24年間に及ぶため、法定耐用年数及び経年劣化を考慮すると大規模修繕が必要となるケースも想定されます。こうした大規模修繕の実施が本事業の範囲に含まれるかどうかお教え下さい。また、含まれる場合の支払い方法をお示し下さい。 | ご想定の大規模修繕業務が、本事業の業務範囲としている計画修繕(計画修繕のうち、建築・設備の主な部位・機器で、更新時期が15年未満となるような更新業務等)に含まれない場合、本事業の業務範囲外となります。 なお、事業者には、ご指摘のような大規模修繕業務が極力発生しない効果的な提案を期待します。 |
| 236 | 014 | イ | — | ③ | A | e | ii | 「周辺環境を確保するため、院外への排水の水質、排ガスを測定し管理すること」とありますが、給水の水質測定管理は必要ないのでしょうか。 | 業務区分表における「水質検査」として、ご指摘の給水の水質測定管理を含め、関係法令を遵守した内容を事業者にて実施して頂くこととなります。 |
| 237 | 015 | イ | — | ③ | C | e | — | BEMSを活用する場合、補助金の申請を行うお考えはありますでしょうか。 | 補助要件を満たす場合には、申請したいと考えておりますが、申請書等補助金の申請に必要な書類の作成支援等は事業者に行って頂くこととなります。 |
| 238 | 016 | イ | — | ③ | D | a | — | 関連資格一覧「ビルマネジメント業務」でエネルギー管理士が配置になっておりますが、エネルギー管理員の間違いではないですか。間違いで無い場合その根拠をご教示ください。 | ご指摘のとおりです。 (誤)「エネルギー管理士」→(正)「エネルギー管理員」に修正いたします。 |

| No | ページ | 大項目 (カタカナ) | 小項目 (カタカナ) | 番号○ | 大項目 (ローマ字) | 中項目 (ローマ字) | 小項目 (ローマ字) | 質問 | 回答 |
|-----|-----|---------------|---------------|-----|---------------|---------------|---------------|---|--|
| 239 | 016 | イ | — | ③ | D | a | — | 関連資格一覧「建築設備維持管理業務 電気・通信設備」に工事担当者とありますが、電話工事の「工事担任者」の間違いだと思いましたが、ご指示ください。 | ご指摘のとおりです。 (誤)「工事担当者」→(正)「電気通信設備工事担任者」に修正いたします。 |
| 240 | 017 | イ | — | ④ | A | — | — | 施設維持管理業務に際し、病院施設として配置が義務づけられている資格を有する者については、1年365日24時間、業務場所に常駐しなければいけないのでしょうか。 | 1年365日24時間という記載は、維持管理業務として必要な対応を行っていただく業務日及び業務時間を示すものでございます。 有資格者の常駐については必須条件とすることは想定しておりません。あくまで事業者側の提案の範疇によるものと考えます。 |
| 241 | 017 | イ | — | ④ | B | — | — | 業務区分表の「光熱水費管理」の業務内容に「ガス・燃料」の記載がありませんが、記載漏れではないかと考えられますがご指示ください。 | 「ガス・燃料」についても、「光熱水費管理」に含まれます。 ご指摘を踏まえ、追記します。 |
| 242 | 017 | イ | — | ④ | B | — | — | 「電気・水道費用の管理は事業者が行うが、費用負担は県」という理解でよろしいでしょうか？また、ガスについての管理は事業者の業務区分外ということでしょうか？ | 費用負担については、ご理解のとおりです。費用は県が負担しますが、省エネの観点からの事業者の効果的な提案を期待します。 ガスの管理については、事業範囲に含まれます。 (関連質問No.241参照) |
| 243 | 018 | イ | — | ④ | B | — | — | 業務区分表の「保守点検業務」の「医療ガス供給の供給設備」の業務内容に「遠隔地警報盤」とありますが、敷地外の遠隔地に設置する警報盤を意味するのかまたは敷地内の遠隔監視盤を意味するのかご教示ください。 | 敷地内の遠隔監視盤を意味します。 |
| 244 | 019 | イ | — | ④ | B | — | — | 修繕対象が資本的支出にあたるものでも、更新年数が15年未満のものであれば、事業者負担となるのでしょうか。 | ご理解のとおりです。本事業の範囲内となる計画修繕業務となります。 |
| 245 | 019 | イ | — | ④ | B | — | — | 業務区分表にある「簡易工作」については、具体的にはどのようなものを指すのか、ご教示ください。 | 施設のメンテナンス業務として、特に高度な技術が必要とせずに作成できる簡易な工作物(棚等)の作成が必要となった場合、事業者にて行っていただく旨を明示するための記載です。どのような簡易工作が必要か、また、そもそも当該業務として実施すべき業務が発生するか否かも含め、事業者の提案事項となります。 |
| 246 | 020 | イ | — | ④ | B | — | — | 業務区分表の注釈に、「更新時期が15～20年となるような更新業務等については本事業の範囲外とする。」とありますが、施設メンテナンス業務の遂行上、必要となる大規模修繕は本事業の範囲外との解釈でよろしいでしょうか。 | (質問No.235参照) |
| 247 | 020 | イ | — | ④ | B | — | — | 修繕に関して、更新時期が15～20年となるような更新業務は県の実施、とありますが、大規模修繕業務であっても、例えば屋上防水工事を12年目に実施する場合など、15年目までに実施する項目については事業者で実施するものと考えてよろしいでしょうか？ | 大規模修繕業務の定義が明確ではありませんが、一般に広く用いられる「大規模修繕業務」に相当する業務については、供用開始から15年目以前に発生することはないものと考えています。 従いまして、15年目以前に施設メンテナンス業務に関して事業者の業務範囲外となる業務が発生することもないことを求めています。 ご指摘の業務が12年目に実施する必要があるという提案であれば、本事業の業務範囲内の計画修繕業務となります。 |
| 248 | 020 | イ | — | ④ | B | — | — | 基本設計・実施設計段階において設計変更があった場合、事業者が提案時に示した中長期修繕計画に基づく維持管理コストも変更になることが想定されます。その場合、県と事業者により維持管理コストの変更に係る協議がなされるものとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 249 | 020 | イ | — | ④ | B | — | — | 施設メンテナンス業務には、「大規模修繕」は含まないという理解でよろしいでしょうか。 | (質問No.235参照) |
| 250 | 021 | イ | — | ⑤ | — | — | — | ◆とされている什器・備品・OA器具・工具については、今後提示される予定の調達品目リストで仕様・数量が示されるという理解でよろしいのでしょうか。 | 今後、調達関連業務の要求水準書(案)の中でお示しいたします。 |

| No | ページ | 大項目 (カタカナ) | 小項目 (カタカナ) | 番号○ | 大項目 (ローマ字) | 中項目 (ローマ字) | 小項目 (ローマ字) | 質問 | 回答 |
|-----|-----|---------------|---------------|-----|---------------|---------------|---------------|---|--|
| 251 | 021 | イ | — | ⑤ | — | — | — | 病院(県)所有什器・備品については初期調達のみを事業者の業務と考え、一般的な利用年数を越えた後の入替、また追加購入は事業者の業務範囲外という理解でよろしいでしょうか。 | 今後、調達関連業務の要求水準書(案)の中でお示しいたします。 |
| 252 | 021 | イ | — | ⑤ | — | — | — | 修繕費の費用負担区分に関して、どのような計画修繕が本事業の業務範囲内の費用であるか業務範囲外の費用であるかの区分を具体的に教えてください。 | (質問No.235、No.244、No.247参照) |
| 253 | 021 | イ | — | ⑤ | — | — | — | 「修繕費—計画修繕のうち本事業範囲外の費用」とは、大規模修繕にかかる費用を指しているという理解でよろしいでしょうか。 | (質問No.235、No.244、No.247参照) |
| 254 | 021 | イ | — | ⑤ | — | — | — | 事業者の業務遂行上必要な消耗品費(洗剤、消毒剤、事務用品など)は事業者の負担となっていますが、管球の費用については清掃業務での補充品(石鹼、トイレトペーパー、ペーパータオルなど)と同様に県の負担という理解でよろしいでしょうか。 | 管球、及び洗濯業務での補充品については、現時点では事業者負担で調達して頂く想定であり、入札時では委託料の諸経費部分で見積もって頂くことを想定しております。 なお、当該費用の費用負担区分については、修正の上入札公告時に再提示いたします。 |
| 255 | 021 | イ | — | ⑤ | — | — | — | 費用負担区分表の注釈に「◆:事業者が調達し、県に所有権を移転する。」とありますが、什器、備品が劣化により更新が必要となった場合、費用負担、所有権はどうなるのでしょうか。 | 今後、調達関連業務の要求水準書(案)の中でお示しいたします。 |
| 256 | 022 | ウ | — | ② | — | — | — | 「…、保安設備の中央監視を主業務とする。」とありますが、この保安設備は施設メンテナンス業務に記載されている「防犯・防災設備」と同じ設備と解して宜しいですか。ご指示ください。 | ご理解のとおりです。 表現の整合確認を含め、誤解を生じない表現に修正した上で入札公告時までには再提示いたしません。 |
| 257 | 023 | ウ | — | ③ | D | b | i | 「…、また中央監視室で業務に当たる者は…」とありますが、この中央監視室は防災センターと同義であると解して宜しいですか。 | 表現の整合確認を含め、誤解を生じない表現に修正した上で入札公告時までには再提示いたしません。 |
| 258 | 024 | ウ | — | ④ | B | | | 業務区分表で防災センターと中央監視が併記されていますが、「防犯・防災設備を防災センターで中央監視し」、「施設・設備等の障害発生時の現場確認、初期対応及び問題発生時の対応」をすると理解して宜しいですか。ご指示ください。 | 表現の整合確認を含め、誤解を生じない表現に修正した上で入札公告時までには再提示いたしません。 |
| 259 | 025 | ウ | — | ⑤ | | | | ◆とされている保安警備業務付帯設備、什器・備品については、今後提示される予定の調達品目リストで仕様・数量が示されるという理解でよろしいのでしょうか。 | 今後、調達関連業務の要求水準書(案)の中でお示しいたします。 |

【第2 要求水準 5 利便施設運営業務】

| № | ページ | 大項目 (カカカ) | 小項目 (カカカ) | 番号○ | 大項目 (ロ-マ字) | 中項目 (ロ-マ字) | 小項目 (ロ-マ字) | 質問 | 回答 |
|-----|-----|--------------|--------------|-----|---------------|---------------|---------------|---|---|
| 260 | | — | — | — | — | — | — | 利便施設運営において必要となる厨房施設等の設備、備品等は、全て事業者負担との理解でよろしいでしょうか。 | 施設と一体不可分となる設備を除き、事業者の負担(サービス対価に含まず独立採算でまかなう)となります。 質問No.264もあわせてご参照下さい。 |
| 261 | | — | — | — | — | — | — | 利便施設運営に関し、現在運営している利便施設の運営状況(利用者数など)について、可能な限りの情報を公表いただくことは可能でしょうか。 | 現在運営している利便施設としては、食堂2ヶ所、喫茶店、理容店、銀行、花屋のほか、飲料水・氷・入院用品・お産用品・マスク自販機、金融機関ATM・CDなどがあり、必要と判断される面積の使用を許可し、利用に供しています。 その他、利用者数等の情報については、県直営ではないため情報公表の予定はありません。 |
| 262 | 001 | — | — | ② | — | — | — | 現病院におけるレストラン・売店の利用状況をご教示ください。また、運営時間帯や施設規模に関する県の考え方を教示ください。 | 現状は、食堂(A)は平日・土曜・祝祭日は7時～22時、日曜が休日、食堂33.18㎡。 食堂(B)は平日7時～15時、日曜7時～20時、土曜・祝祭日が休日、食堂163.32㎡、倉庫10.8㎡。 売店は平日7時～19時、土曜・祝祭日7時～15時、日曜が休み(ただし日曜が救急指定日の時は7時～15時営業)、売店42.84㎡、倉庫4.88㎡。 喫茶は平日8時～16時、土・日・祝祭日が休日、喫茶30.05㎡。 食堂については職員用と一般用の分離、売店についてはコンビニ化や介護用品などの取扱いなどが想定されますが、新病院の規模や現在の患者数等から検討され、魅力ある運営形態や利用時間などについて、事業者からの積極的な提案を期待します。 なお、県として希望する利用時間については、後日、要求水準書として公表しますので、ご参照下さい。 |
| 263 | 001 | — | — | ② | A | — | — | 運営形態として事業者が独立採算で実施することになっておりますが、各業務を運営するにあたり、許認可が必要な場合は、事業者から発注する業務を受託する業者が許認可を取得していれば、運営できると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 264 | 001 | — | — | ② | A | — | — | 利便施設については、独立採算型で実施するようになっていますが、各テナントに必要な設備・備品等の調達は、本事業の範囲に含まれるのでしょうか。 | テナント方式による提案の場合、お考えのとおり設備・備品等をテナント負担とする方式も可能です。 サービス対価に含まれず、独立採算でまかなう設備・備品等の費用の負担方法(事業者リスクの軽減方法)については、事業者の提案事項と考えています。 |
| 265 | 001 | — | — | ② | B | — | — | ここで挙げられている売店(コンビニ)・フラワーショップ・レストラン・理美容店の運営、ATM・コインランドリー・両替機・外来患者用コインロッカー・公衆電話の設置は必須条件なのでしょうか。 | 現在検討中であり、後日、利便施設に関する要求水準書(案)を公表しますので、ご参照下さい。 |
| 266 | 001 | — | — | ② | B | — | — | 「○利便設備の設置・管理業務」として掲げられている項目(現金自動預入支払機(ATM)～公衆電話)は例示であり、事業者の提案に任せられているのでしょうか、又は、要求水準であり実施することが必須と考えるのでしょうか？また公衆電話等、とありますが、これら以外に県として必須と考える業務があればご教示ください。 | (質問No.265参照) |
| 267 | 001 | — | — | ② | B | — | — | レストラン等運営業務(一般用、職員用)とありますが、3ページの業務区分票には「職員用」の区分が見当たりません。お示し頂けますでしょうか？ | 職員用についても、レストラン等運営業務(一般)と同様の業務区分を考えています。 追記・明確化した上で、入札公告時まで提示します。 |

| No | ページ | 大項目 (カタカナ) | 小項目 (カタカナ) | 番号○ | 大項目 (ローマ字) | 中項目 (ローマ字) | 小項目 (ローマ字) | 質問 | 回答 |
|-----|-----|---------------|---------------|-----|---------------|---------------|---------------|--|--|
| 268 | 001 | — | — | ② | B | — | — | 「レストラン等運營業務(一般用・職員用)」とありますが、3ページの「業務区分表」には「レストラン等運營業務(一般用)」としか記載されておりません。この場合、「レストラン等運營業務(職員用)」はどのようになるのでしょうか。 | (質問No.267参照) |
| 269 | 001 | — | — | ② | C | — | — | 「事業者は、県に使用料及び光熱水費を支払うものとする」とありますが、「使用料」をご提示ください。 | 使用料については、入札公告までに示します。 |
| 270 | 001 | — | — | ② | C | — | — | 県に支払う使用料の目安について、ご教示ください。 | (質問No.269参照) |
| 271 | 001 | — | — | ② | C | — | — | 利便設備の行政財産の使用料は、平米あたり何円をお考えでしょうか？ | (質問No.269参照) |
| 272 | 001 | — | — | ② | C | — | — | 県に支払う使用料の数値を具体的にお示しください。また、もし使用料が変動するとしたら、指標は何になりますか。 | (質問No.269参照) |
| 273 | 001 | — | — | ② | C | — | — | 使用料は、それぞれの業務に対し、どのような形式(固定額、売上に対する一定の割合等)でどのを想定されていますか。 | (質問No.269参照) |
| 274 | 001 | — | — | ③ | A | a | ii | 「病院の運営時間に合わせた営業時間」とは、外来患者受付開始時間位から入院患者面会終了時間位までという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の視点も営業時間を検討いただく判断基準となるものと考えます。 必要条件となる営業時間を明記した上で、後日公表しますので、ご参照の上、独立採算型と病院利用者の利便性向上の観点から、営業時間をご提案下さい。 |
| 275 | 001 | — | — | ③ | A | a | ii | 各種業務の営業時間は、どのように想定されていますか。 | (質問No.274参照) |
| 276 | 001 | — | — | ③ | A | a | iii | 病院職員の福利厚生を確保するという意味では、レストランのメニュー単価を一般利用者より安価に設定する等考えられますが、このようなサービスを行う場合、県よりサービス対価を支払っていただけるのでしょうか。 | 料金の設定については、県による確認を必要としますが、必ずしも病院職員のメニュー単価を一般利用者より安価にすることを求めているではありません。 また、そのような提案に際しても、サービス対価の支払いは考えていません。 |
| 277 | 001 | — | — | ③ | A | b | — | 公共施設の利用者の利便促進に資するサービスを提供することとありますが、独立採算を行う観点から、病院外部の一般の方々の利用は可能でしょうか。もし、可能でしたら、その方々向けに、販売促進活動(広告宣伝など)を行うことは可能でしょうか。また、建物に看板設置なども可能でしょうか。 | 患者や家族などの面会者、職員といった病院利用者を対象とした施設であり、その他一般の利用は、病院の安全管理面から考えていません。 ただし、診療時間内(昼間)については、一般の利用を妨げるものではありません。 建物外への看板設置は考えておりません。建物内の設置については協議事項とします。 |
| 278 | 002 | — | — | ③ | B | a | v | 「レストランにおいて人間ドック受診者及び人工透析患者の食事提供にも対応する」とありますが、それらの献立は病院、事業者のいずれが作成することになるのでしょうか。病院で献立作成される場合、食材も病院側で選定されと考えます。その際、当初事業者側で想定していた食材費と大きく差異が発生することも考えられます。その場合の食材費の考え方についても併せてご教示願います。 | 後日、お示しします。 |
| 279 | 002 | — | — | ③ | C | b | — | 業務担当者は業務に必要な能力・経験を有することとありますが、経験年数や経歴についてとくに定めがないとの認識でよろしいでしょうか。 | 衛生面の確保や病院利用者の確実な利便性向上といった視点から、適切な能力・経験を有する業務担当者を求めるものですが、独立採算型という視点も考慮し、特に基準とする経験年数等は規定していません。 主旨を考慮いただき、効果的な提案を期待します。 |
| 280 | 003 | — | — | ④ | — | — | — | レストラン等運営(一般用)との記載がありますが、職員用の食堂は含まれないとの理解で宜しいでしょうか？ | (質問No.267参照) |